

安全センター情報2024年7月号 通巻第527号
2024年6月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2024 7

安全センター情報



特集● 個人事業者等の安全衛生対策

写真：被災地NGO協働センターにマスクを届ける(七尾市)

Mesothelioma awareness month 2024

\\ 7月は! //

中皮腫 啓発月間

ちゅうひしゅ けいはつ げっかん

2024

参加無料!

お気軽に
プログラムに
ご参加ください

2024年7月、昨年に引き続き中皮腫啓発月間を、
オンラインとリアルにて各種のプログラムを開催します。

各イベントの詳細はコチラからご確認ください! →



中皮腫啓発月間とは?

2021年より「7月は中皮腫啓発月間」として、「中皮腫サポートキャラバン隊」、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」、「国立がん研究センター希少がんセンター」などが協力し患者さん・ご家族・医療機関等と連携して様々なイベントに取り組んでいます。

各イベントに毎年多くの方に参加・協力をいただき広く中皮腫についての情報発信をしています。

2024 中皮腫啓発月間

7月5日(金)関係省庁交渉／7月6日(土)石綿対策全国連絡会議第36回総会と村山武彦
(東京工業大学教授)記念講演／7月7日(日)築地セミナー／7月13日(土)沖縄セミナー
／7月20日(土)中皮腫ZOOMサロン／7月27日(土)大阪セミナー

<https://www.chuuhishu-family.net/3326/>

特集／個人事業者等の安全衛生対策

個人事業者等も保護対象 有害性だけでなく危険性も

4省令改正と健康管理ガイドライン 2

個人事業者等の健康管理に関するガイドライン 19

欧州議会がプラットフォーム労働指令を採択 27

プラットフォーム労働：労働安全衛生に対する影響 28

ILO：気候変動は世界の労働者の70%に深刻な
健康被害をもたらす「カクテル」をつくり出す 30

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

韓国：関係部署合同「第3次石綿管理基本計画」 31

インドネシアにおける勝利！ 51

インドネシア：新たなアスベスト禁止 52

スペイン・カタルーニャ州における進展 53

各地の便り/世界から

熊本●日本冷熱に2800万円の賠償命じる判決 54

建設アスベスト給付金●運用状況と問題点検討 55

愛知●あまりに遅い新型コロナ感染症障害認定 57

厚労省●国会質問からワクチン副反応Q&A改善 58

移住労働者●技能実習生が石綿除去作業従事 58

神奈川●石綿曝露作業期間2か月でも労災認定 60

全国●石綿労災認定事業場名公表でホットライン 61

韓国●金浦市が悪質苦情の加害者を告訴へ 62

個人事業者等も保護対象 有害性だけでなく危険性も 4省令改正と健康管理ガイドライン

最高裁判決踏まえた第2弾

2024年4月30日に、「個人事業者等に対する安全衛生対策関係」に関する「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第80号)」が公布され、2025年4月1日から施行されることになった。2024年4月30日付け基発0430第4号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」が示されている(「施行通達」の内容は、以下でほぼすべて紹介している)。

ここに至る直接の経過は下記のとおりであるが、今回の省令改正は、2021年5月17日の「建設アスベスト訴訟最高裁判決」を踏まえた個人事業者等に対する安全衛生対策見直しの第2弾となる。

第1弾は、2年前の2022年4月15日に公布され、2023年4月1日から施行されている「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第82号)」(「令和4年省令」)である。さらに追加として、2023年3月30日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第38号)」が公布され、公布日から施行。また、2023年4月21日に「有機溶剤中毒予防規則等の一

部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第69号)」が公布され、公布日、2023年10月1日及び2024年4月1日から施行されている。

第1弾の内容は、2022年6月号で解説しているが、最高裁判決において、労働安全衛生法(「法」)第22条(事業者による健康障害防止措置)は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことが契機となったもので、主な内容は以下のとおりであった。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、請負業者)に対しても、労働者と同等の保護措置を実施
 - ・ 設備の稼働に関する配慮義務
 - ・ 保護具使用の必要性に関する周知義務
 - ・ 作業方法に関する周知義務
 - ・ 汚染の除去等に関する周知義務、等
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者(他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対しても、労働者と同等の保護措置を実施
 - ・ 特定の場所への立入禁止等義務
 - ・ 特定の場所での喫煙及び飲食の禁止義務

表1 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

論点	検討結果
<p>論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①(個人事業者自身、注文者等による対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ●個人事業者自身による措置のあり方 ●注文者(発注者)による措置のあり方 ●発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設 ●個人事業者等による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・規格を具備しない機械等の使用禁止 ・危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け等 ●注文者(発注者)による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化 ・個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化 ●発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大等
<p>論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②(事業者による対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険有害な作業(機械等を使用する作業等)の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加(省令改正) ●上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正
<p>論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策(過重労働、メンタルヘルス、健康管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等 ●過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設 ●個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等(ガイドライン・通達) ●個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等(ガイドライン・通達)

※共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

- ・有害物の有害性等に関する揭示義務
- ・事故発生時の退避させる義務、等

「建設業等の事業場で就業する一人親方等については、従来、労働安全衛生法に基づく措置の対象としていなかったが、令和4年省令により、法第22条等の規定に基づく措置の対象とされたところであり、これに加え、[今回の令和6年]改正省令においては、新たに法第20条及び第21条等の規定に基づく措置の対象とするものであることから、令和4年省令と併せて、関係団体とも十分に連携の上、その周知・施行に遺漏なきを期されたい」とされている(施行通達前文)。

令和4年省令の施行に当たり厚生労働省はそのウェブサイト上に「個人事業者等の安全衛生対策について」のページを新設したが、今回の令和6年省令改正関係の資料は5月16日に追加された。

※www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

「令和4年省令は、…法第22条を根拠とする省令の条文について改正するために制定したものであるが、この省令について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置のあり方、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた」(施行通達「第1改正の趣旨」)。

検討会による対策の検討

「これを受け、令和4年5月から令和5年10月まで

個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書

個人事業者等による業務上災害の発生状況、就業環境や健康管理などの安全衛生上の課題、仕事を注文する者による対策等に関する現状と課題について、各種調査や関係団体からのヒアリング等も踏まえ、以下を共通認識とした。

(1) 個人事業者等による業務上災害の状況について、労災保険の特別加入者の災害状況についてみると、特別加入制度の対象が特定の規模、事業、作業に限定されているなど、災害発生率等を労働者と一概に比較することができないものの、特定の事業等において災害発生率は労働災害の場合と比較して高くなっている場合がある（第1回検討会資料3「個人事業者等に関する業務上の災害について」）。

また、脳・心臓疾患、精神障害についても毎年発生しており、過去11年間について見ると、脳・心臓疾患については年間10件前後、精神障害については年間3件前後となっている（第2回検討会資料5-4「特別加入者に係る脳心・精神事案の分析結果（安衛研研究）」）。

さらに、建設業で働く一人親方等の死亡

災害（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したもの）については、年間80～100件程度発生しており（第1回検討会資料4「建設業における一人親方等に係る災害分析」）、その災害内容についてみると、労働者の死亡災害に見られるのと同様の作業中に発生しているものや、類似した原因によるものも少なくない（第2回検討会資料3-1「建設業の一人親方の災害事例（死亡災害）について」）。

個人事業者等の業務上災害については、上記のとおり一部については把握出来ているものの、網羅的に把握する仕組みがなく、対策の企画・立案に当たっては、災害把握のための仕組みの構築が必要不可欠な状況となっている。

(2) 個人事業者等の就業場所についてみると、約29%が主に「自宅・自オフィス以外の場所」となっており、企業や自治体等の事務所のほか、建設現場や運輸・配送の現場など、他の労働者との混在作業が行われる可能性のある場所で就業している状況となっている（第2回検討会資料3-6「フリーランスアンケート（危険有害作業、過重・メンタル・健診

『個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会』が開催され、令和5年10月27日に報告書が公表された」（同前）。

※検討会資料：www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00010.html

まず、検討会報告書による「個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題」を4～5頁の囲みに紹介しておく。

検討会は、「労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者につい

ては、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方」のもと、「危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策」-個人事業者自身、注文者等による対策（論点1）及び事業者による対策（論点2）、また、③「危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）」（論点3）の3つの論点に分けて検討を行ったとし、また、「対策の検討に当たっての基本的な考え方」を以下のように示している。

○労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以

関連)」)。

(3) 個人事業者等が行う作業についてみると、重量物取扱作業や粉じん作業、有機溶剤取扱作業、化学物質取扱作業など、様々な危険・有害作業に従事しているが、一方で、有害物質についての教育または説明を受けた割合は約28%程度となっており(同前)、特殊健康診断の受診率も極めて低調な状況となっている(同前)。

(4) 個人事業者等の健康管理状況についてみると、市町村で実施している健康診査等も含めた健康診断を受けていない者の割合が約35%に上る5ほか、調査対象業種全体で見ると、週の就業時間が60時間を超える割合は労働者と比較して高い傾向にあり(第2回検討会資料5-5「自営業者の就業時間・メンタルヘルスの実態(みずほ委託研究)」)、業務に関連したストレスや悩みがある者が約43%となっている(同前)。それにもかかわらず、医師による面接指導を受けたことがない者の割合(約97%)やストレスチェックを受けたことがない者の割合(約85%)は極めて高くなっている(前出第2回検討会資料3-6)。

(5) 個人事業者等が仕事を請け負った発注者からの指示の状況についてみると、現場での作業内容や作業条件等が明示されないまま発注され、現場に行ってから具体的な作

業指示がなされる場合や、契約や予定にない作業が依頼される場合があるといった状況にある(前出第2回検討会資料3-6)。

また、個人事業者等の中には、形式上は請負契約に基づいて就業しているが注文者から様々な指示や制約を受けながら就業するいわゆる「偽装フリーランス」と呼ばれる者も少なからず存在するのではないかと指摘が参集者からあった。

更に、重層下請で作業が行われる現場においては、元方事業者が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から行う指導・指示が「指揮命令」に該当するのではないかと懸念から、必要な指導・指示を躊躇しているといった状況がある(第4回検討会資料4「日本化学工業会へのヒアリング結果とりまとめ資料(事務局作成)」)。

(6) フードデリバリーの配達員やイーコマースの商品配送員に代表されるように、必ずしも請負関係にないプラットフォームを介して業務を行う就業形態が増えているが、プラットフォームには様々な形態があり、個人事業者等が行う業務への関与の度合いも異なることから、誰が、どのような役割分担の下、作業者の安全衛生を確保すべきかが明確となっていない状況にある。

外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 作業場所を管理する者(事業者)が当該場所で就労する者を保護する。
 - ② 労働者と同じ場所で就労する者(個人事業者、その他の作業員)は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する(上記①に対応した措置等)。
→最高裁判決で示された判断に整合した内容
- 個人事業者が労働者とは異なる場所で就労す

る場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 個人事業者らは、作業に伴う安全衛生や自身の健康を確保する。
→新たな視点(安衛法の枠組みを超えるため、ガイドライン等で推奨)
- ② 注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる。
→安衛法の既存の枠組みで対応

表2 検討会の報告結果を踏まえた検討状況(2024.4.26 第161回安全衛生分科会資料)

		個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
措置の主体	事業者 ※事業者(労働者を使用する者)の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	最高裁判決対応【対応済】	論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②(事業者による対策)【対応済】	論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策(過重労働、メンタルヘルス、健康管理等)【対応済】
	個人事業者等	論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①(個人事業者自身、注文者等による対策) ●個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ●個人事業者自身による措置のあり方 ●注文者(発注者)による措置のあり方 ●発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方		
	注文者 ※注文者(仕事を他人に請け負わせる者)が注文した作業に伴うリスクへの対応			
	注文者以外の災害リスクを発生させる者(機械リース業者等)			

※上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充(統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等)やガイドラインの策定も検討

表1は、厚生労働省による「検討会報告書の概要」である。報告書は、「このうち、制度や仕組みを見直すこと及び取組を進めることが適当とされた事項については、厚生労働省において速やかに、必要な法令改正、予算措置等を行うべきである。また、これらの措置等については、当該措置等を実施する中で、措置等の改善が必要となれば見直しを行う等、個人事業者等における安全衛生の確保に向け、不断の見直しを行うべきである」とした。

安全衛生部会による検討等

舞台を移して、労働政策審議会安全衛生分科会では、同年11月17日の第157回分科会に同検討会報告書が報告された後、12月13日の第158回分科会に「『個人事業者等の健康管理に関するガイドライン』の基本的な考え方(案)」、2024年2月21日の第159回分科会に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン(素案)」及び「労働安全

衛生規則等の一部を改正する省令案の概要(個人事業者等に対する安全衛生対策関係)」、3月21日の第160回分科会に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン(案)」、「個人事業者等の健康管理に関する国の取組について」が示されて、改正省令案要綱については即日、「妥当と認める」と報告されて、審議会から厚生労働大臣に対してその旨答申された。

※www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingirousei_126972.html

2024年1月17日には、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案(概要)」が示されて、2月15日を締め切りに意見募集(パブリックコメント手続)が行われ、4月30日に結果が公示された。

※public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230334&Mode=1

実際、検討会報告書が示した対策のうち、今回の省令改正に当たって安全衛生部会で具体的に検討されたのは、論点2「危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②(個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者

による対策)として掲げられた【個人事業者等に対する「退避」や「立入禁止等」などの措置】(法第20条、第21条、第25条関係)及び【個人事業者等に対する「保護具」や「作業方法」の周知】(法第20条、第21条関係)だけであった。法第20条及び第21条はともに事業者による危険防止措置、法第25条は退避措置に関する規定である。

検討会報告書自体が、前者については、「…『有害性』と『危険性』で対応に差を設ける合理性はないため、法第22条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする」(「法第22条に基づいて定められている『有害性』に係る関係省令の規定については改正・措置済み)。また、後者については、「①新たに創設する災害報告制度に基づき、個人事業者等による災害実態を把握し、法第20条、第21条に基づく個々の規制(立入禁止等に関するものを除く)について、改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行う」、「②上記①には一定の期間を要することから、所要の改正が行われるまでの間、ガイドライン等により、事業者に対して『保護具』や『作業方法』の周知を推奨する」等としていた。

他方で、安全衛生部会は、論点3「危険有害作業以外の個人事業者等対策」として掲げられた「個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策」をもとに、個人事業者等自身及び注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を示した「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」についての検討も行った。

表2「検討会の報告結果を踏まえた検討状況」は後に再度ふれるが、2024年4月26日の第161回安全衛生分科会に示されたものである。

改正省令施行通達の「第1 改正の趣旨」を続けると、「同報告書において、『法第25条に基づく「災害発生時の作業場所からの退避」や法第20条、第21条に基づく「立入禁止等」については、ある作業場所の管理権原に着目した措置であり、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険

性」で対応に差を設ける合理性はないため、法第22条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする』とされたことを踏まえ、改正省令においては、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護措置を図る観点から、法第27条の規定に基づく法第20条及び第21条に係る労働安全衛生規則(「安衛則」)、ボイラー及び圧力容器安全規則(「ボイラー則」)、クレーン等安全規則(「クレーン則」)及びゴンドラ安全規則(「ゴンドラ則」)の規定を改正するものである」。

以下、改正省令施行通達によって、「第2 改正の概要-1 改正の要点、2 留意事項」、「第3 細部事項-1 各省令に共通する事項、2 省令ごとの特記事項(共通事項以外)」、及び、「第4 今回改正を行っていない事項」の内容を示す。

省令改正の概要-改正の要点

機械等による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、法第20条及び第21条等の規定に基づく4省令[安衛則、ボイラー則、クレーン則及びゴンドラ則]を改正し、当該危険に係る業務又は作業を行う事業者に対して、

・当該危険に係る業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務(ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る。)を課すこととし、具体的には次の(1)及び(2)のとおりとしたこと。

なお、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた内容に変更が生じるものではないこと。

(1) 場所に関わる危険の防止(立入禁止、退避等)に係る規定の改正

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大(改正安衛則第128条第1項、第151条の7第1項、第151条の9第1項、第151条の48第2項、第151

条の62第2項、第151条の70第2項、第151条の95、第151条の96、第151条の97第1項、第151条の140、第151条の142、第151条の164、第151条の166、第158条第1項、第164条第3項第3号、第171条の2第3号、第171条の6第1号、第180条第3項第2号、第187条、第194条の6第1号、第205条第2号、第224条、第245条第1号、第274条の2第2項、第288条、第312条第2号、第313条第3号、第361条、第365条第1項、第372条第1号、第386条、第389条の8第2項、第411条、第415条、第416条第1項、第420条第2項、第433条、第452条、第453条、第461条、第478条第1項、第481条、第517条の3第1号、第517条の7第1号、第517条の11第1号、第517条の15第1号、第517条の21第1号、第530条、第532条の2、第552条第2項第2号、第563条第3項第2号、第564条第1項第2号、第575条の6第2項第2号及び第575条の7第2号、改正ボイラー則第29条第1号、改正クレーン則第28条、第29条、第33条第1項第2号、第74条、第74条の2、第75条の2第1項第2号、第114条、第115条、第118条第1項第2号、第153条第1項第2号、第187条及び第191条第1項第2号並びに改正ゴンドラ則第18条関係関係)

事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

イ 特定の箇所への搭乗禁止の対象拡大 (改正安衛則第116条第1項、第151条の13、第151条の50第1項、第151条の51第3項及び第4項、第151条の72第1項、第151条の73第3項及び第4項、第151条の81第1項、第151条の101、第151条の105第1項、第151条の119第1項、第151条の144第1項及び第2項、第151条の168第1項及び第2項、第162条、第194条の15、第194条の20第1項、第221条並びに第223条、第531条並びに改正クレーン則第26条、第27条第1項及び第

2項第3号、第72条、第73条第1項及び第2項第3号、第112条、第113条第1項、第186条第1項並びに第207条第1項関係)

事業者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に労働者を搭乗させてはならないとされているところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、危険な箇所に搭乗することを禁止しなければならないこととしたこと。

ウ 事故等発生時の退避の対象拡大 (改正安衛則第150条の3第2号、第150条の5第2号、第274条の2第1項、第321条、第322条第2号、第389条の7、第389条の8第1項、第479条第2項及び第3項、第517条の16第2項及び第3項、第575条の12並びに第575条の13並びに改正ボイラー則第19条関係)

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととしたこと。

エ 退避に関連する措置の対象拡大 (改正安衛則第24条の6、第389条の10、第389条の11第1項、第575条の14第1項、第575条の15第1項及び第575条の16第1項関係)

事業者は、退避に関連する措置として、避難用器具などについて労働者の人数分以上の備付けや労働者に対する備付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練の実施などの義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、措置を講じなければならないこととしたこと。

オ 特定の場所での火気使用の禁止の対象拡大 (改正安衛則第312条第3号、第313条第4号、第318条第3項及び第321条の2第1号関係)

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙など火気を使用することを禁止する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなけ

ればならないこととしたこと。

カ 悪天候時の作業禁止の対象拡大（改正安衛則第151条の106、第151条の145、第151条の170、第245条第2号、第483条及び第522条並びに改正クレーン則第33条第1項第3号、第75条の2第1項第3号、第118条第1項第3号、第153条第1項第3号及び第191条第1項第3号関係）

事業者は、悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならないとされているところ、労働者以外の者も含めて、悪天候時に当該作業を行わせてはならないこととしたこと。

キ 表示による必要事項の周知の対象拡大（改正安衛則第273条関係）

事業者は、化学設備（配管を除く。）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項について労働者が見やすい位置に表示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい位置に表示しなければならないこととしたこと。

(2) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第128条第2項、第416条第2項関係）

労働者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、(1)アにより新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととしたこと。

イ 労働者以外の者による特定の設備使用の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第101条第5項、第151条の45第2項、第151条の67第2項、第427条第2項、第449条第2項、第526条第2項及び第551条第2項関係）

労働者は、特定の場所では踏切橋や昇降するための設備などを使用しなければならないとされているところ、労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、当該設備を使用しな

ければならないこととしたこと。

ウ 労働者以外の者による搭乗禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第116条第2項、第151条の50第2項、第151条の51第5項及び第6項、第151条の72第2項、第151条の73第5項及び第6項、第151条の81第2項、第151条の105第2項、第151条の119第2項、第151条の144第3項、第151条の168第3項並びに第194条の20第2項並びに改正クレーン則第186条第2項及び第207条第2項関係）

労働者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に搭乗してはならないとされているところ、(1)イにより新たに搭乗禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、搭乗してはならないこととしたこと。

エ 労働者以外の者による火気使用禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第279条第2項、第291条第2項及び第318条第4項関係）

労働者は、特定の場所では火気を使用してはならないとされているところ、(1)オにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、火気を使用してはならないこととしたこと。

省令改正の概要－留意事項

(1) 重層請負関係にある場合の措置義務者とその対象者

改正省令により、事業者は、機械等を使用するなど特定の業務又は作業により危険が生じる場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者が義務を負うものであること。ただし、第3の1の(1)イ(エ)にあるとおり、当該業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されるときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても

差し支えないこと。

(2) 改正省令における請負人の定義

改正省令に規定する請負人には、労働者を使用しない個人事業者（建設業のいわゆる「一人親方」も含む。以下同じ。）も含まれること。

(3) 業務又は作業の全部を請負人に請け負わせる場合の取扱い

改正省令により、事業者は、自らが行う特定の業務又は作業に伴う危険を防止するため、労働者以外の作業に従事する者に対して立入禁止等の措置を講ずることが新たに義務付けられることとなるが、当該業務又は作業を自らは行わず、当該業務又は作業が行われる場所の管理も含め、そのすべてを請負人に請け負わせているような場合については、当該請け負わせた業務又は作業については事業者としての立場は有さず、法第20条及び第21条等の適用対象とはならない（当該業務又は作業の注文者という立場となる）ことから、改正省令により新たに課される義務の対象とはならないこと。

(4) 措置の対象となる作業場所の範囲

改正省令により、事業者は、特定の業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて立入禁止等の措置を講ずる義務が新たに課されるが、これら立入禁止等の義務が及ぶ場所の範囲は、当該業務又は作業が行われている一定の区切られた範囲（当該業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）であること。

なお、当該範囲は、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた範囲と、異なるものではないこと。

(5) 元方事業者の講ずべき措置

改正省令は、法第27条に基づき法第20条及び第21条等に係る事業者の講ずべき措置を定めたものであり、元方事業者に係る措置義務等は新設されていない。

しかしながら、法第29条第1項においては、関係請負人が法やそれに基づく命令（改正省令により改正された4省令を含む。）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこ

と、同条第2項においては、違反していると認めるときは是正のために必要な指示を行わなければならないこととされており、改正省令により義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合には、当該指導又は指示の対象となるものであること。

おって、個人事業者は、法第29条第1項又は第2項の「関係請負人の労働者」には該当しないこと。

細部事項—各省令共通事項

(1) 場所に関わる危険の防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

(ア) 事業者は、労働者に対して、特定の場所への立入禁止、特定の箇所への搭乗禁止、事故等発生時の退避、退避に関連する措置、特定の場所での火気使用の禁止、悪天候時の作業禁止、表示による必要事項の周知を行う義務があるところ、これらの措置は、場所の危険性の観点から危険防止を図るための措置として義務付けられているものである。このため、労働者以外の者であっても、当該場所で作業に従事する者には等しく適用されるべきものであることや、これらの措置は指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権原に基づいて行うものであることから、労働者以外の者も、これらの措置義務の対象に追加したものであること。

(イ) 立入禁止又は火気使用の禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められるところ、改正省令により、改めて表示による禁止も含まれることを条文上明示したこと。なお、これは表示による禁止も可能であることを改めて条文上明示したに過ぎず、立入禁止の方法はバリケードの設置やロープ、柵当の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切であ

る等の趣旨を表したものではないこと。

(ウ) 搭乗禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められること。

(エ) 悪天候時の作業禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められること。

イ 解釈等

(ア) 措置義務の対象に含まれる者の範囲

改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者を行い、たとえば次に掲げる者が含まれること。

- ① 当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
- ② 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方
- ③ 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④ 当該場所に荷物等を搬入する者

なお、一部の規定について「作業場において作業に従事する者」と規定しているのは、「労働者」とは異なり、「作業に従事する者」は措置義務の主体である事業者と直接関係を有するとは限らないことから、立入禁止等の対象となる者を特定する必要があるためであり、対象範囲を狭め、又は限定する趣旨ではないこと。

(イ) 立入禁止又は火気使用の禁止の方法

立入禁止又は火気使用の禁止を表示で行う場合は、対象となる全ての者に確実にその旨が伝わるのが重要であることから、見やすい箇所に分かりやすく表示する必要があること。

(ウ) 立入禁止、火気使用の禁止、退避等の措置に係る事業者の義務の範囲

事業者が、表示その他の方法で立入り又は火気使用を明確に禁止している場所について、

作業に従事する者が当該表示等を見逃して、当該場所に立ち上がった場合や当該場所で火気を使用した場合において、その立入りや火気の使用についての責任を当該事業者を求めるものではないこと。

また、労働者以外の者に対して事業者が明確に退避を求めたにも関わらず、当該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者を求めるものではないこと。

(エ) 同一場所に措置義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について立入禁止又は火気使用の禁止を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても差し支えないこと。

(2) 保護具等の使用に係る周知について

ア 改正の趣旨

(ア) 改正省令により、事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ること等を禁止しなければならないこととされること、当該場所における作業の一部を請負人に請け負わせている場合には、当該請負人に必要な保護具等を使用する必要がある旨を周知させるときは、当該場所に当該請負人を立ち入らせること等ができることとしたこと。

(イ) なお、当該請負人に対して事業者が指揮命令を行うことはできないため、請負人についてはこれらの措置を講ずる必要があることを周知させなければならないこととしたこと。

(ウ) 事業者は、請負人ほか労働者以外の者に対して保護具等の使用に係る周知を行う際には、当該者が適切な保護具等を選択できるよう、労働者に使用させる保護具等の種類や性能等について情報提供することが望ましいこと。

イ 解釈等

(ア) 周知の方法

事業者は、以下のいずれかの方法により周知させなければならないこと。なお、周知させる内容が複雑な場合等で④の口頭による周知が困難なときは、以下の①～③のいずれかの方法によること。

- ① 常時作業場所の見やすい箇所に表示又は備え付けることによる周知
- ② 書面を交付すること（請負契約時に書面以示すことも含む。）による周知
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場所に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することによる周知
- ④ 口頭による周知

(イ) 請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が確実に当該措置を実施することが重要であること。

(ウ) 周知に係る事業者の義務の範囲

改正省令により設けられた事業者による周知は、周知の内容を請負人等が理解したことの確認までを求めるものではないが、確実に必要な措置が伝わるように分かりやすく周知することが重要であること。その上で、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等、必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者に求めるものではないこと。

(3) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 改正の趣旨

改正省令により、特定の場所への立入禁止、特定の箇所への搭乗禁止及び特定の場所での火気使用の禁止の措置対象に、労働者以外の者であって作業に従事する者も追加されたこ

とを受け、労働者以外の者にもこれらの措置を確実に遵守させる必要があることから、労働者に加えて、労働者以外の者についてもこれらの措置に係る遵守義務を設けたこと。

イ 解釈等

労働者以外の者については、立入禁止、搭乗禁止及び火気使用の禁止についての遵守義務について、罰則はないこと。

細部事項－安衛則のみの特記事項

ア 改正安衛則第151条の48第2項、第151条の62第2項、第151条の70第2項及び第420条第2項関係

本規定は、第1項において事業者が、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入を禁止させているところ、労働者以外の作業に従事する者と作業指揮者との間に指揮命令関係が存在しないことを踏まえ、作業指揮者の義務への追加ではなく事業者の直接の義務として労働者以外の作業に従事する者の立入を禁止することとしているが、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者に当該措置の実施を命じることにより労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められるものであること。

イ 改正安衛則第151条の51第3項及び第4項並びに第151条の73第3項及び第4項関係

本規定は、第1項に定める事業者が講ずべき措置のうち、荷台への搭乗禁止に係る措置について労働者以外の者まで拡大する観点から、新たに規定したものであること。また、同条第3項の「不整地運搬車（又は貨物自動車）を走行させる場合」については、作業場における場合か否かを問わないものであること。

ウ 改正安衛則第151条の15及び151条の104関係

本規定は、安全支柱等の使用状況の監視対象を労働者に限定しているが、これは、労働者以外の作業に従事する者と作業指揮者との間に指揮命令関係が存在しないことを踏まえ、対

象を明確化したものであること。なお、労働者以外の作業に従事する者について、作業指揮者が監視することを妨げるものではないこと。

エ 改正安衛則第291条第2項関係

本規定は、第1項に定める事業者の責務に関連して作業に従事する者の義務を定めているものであるが、当該規定においては、みだりに行う喫煙、採だん、乾燥等の行為を禁止しているものであり、事業場の定めるルール等に則り行う行為（例えば事業場のルールに則り喫煙所で喫煙すること）までも禁止する趣旨ではないこと。

オ 改正安衛則第318条第3項関係

本規定は、第1項に定める事業者が講ずべき措置のうち、火薬又は爆薬を装填するときに、その付近での火気使用の禁止に係る措置について労働者以外の作業に従事する者まで拡大する観点から、新たに規定したものであること。

今回改正を行っていない事項

法第20条及び第21条に基づく「立入禁止等」以外の規定（特定の作業方法によらなければならないとする規定や保護具等を使用させなければならないとする規定など）については、視覚により作業者が容易に危険を把握できる場合が多い一方、視覚のみでは危険を把握できないものがあるため、今後、個人事業者等による災害実態を把握し、個々の規制について改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行い、個人事業者等にも当該規定の対象を拡大することとしており、改正省令では改正を行わないこととしている。

しかし、個人事業者等は労働者と同様の業務又は作業を行っていることが多く、事業者が労働者の危険を防止する観点から措置を講ずる必要がある場面においては、個人事業者に対しても危険を防止する観点から同様の措置を講ずる必要があるという理由から、法令改正を待たずに事業者が個人事業者に対して必要な措置を自主的に実施することが推奨されること。

したがって、事業者が当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときにおいて、保護具

等の使用や特定の方法に基づいて業務又は作業を実施することを当該請負人に対して周知することは、個人事業者等による業務上の災害を防止する上で重要であり、具体的には、以下のような対応が考えられること。（これらは一例であって、他の規定についても同様に対応が推奨されること。）

① 安衛則第151条の5のように、事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、当該事業者が定めた適正な制限速度により作業を行う必要がある旨を周知すること。

② 安衛則第341条のように、事業者は高圧の充電電路の点検、修理等当該充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのあるときは、労働者に絶縁用保護具を使用させる又は活線作業用器具を使用させる措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、絶縁用保護具を着用する必要がある旨又は活線作業用器具を使用する必要がある旨を周知すること。

③ 安衛則第524条のように、事業者はスレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行うときは、労働者に対して踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じる必要がある旨を周知すること。

④ 安衛則第538条のように、事業者は作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働者に保護具を使用させる等の措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知すること。

健康管理に関するガイドライン

厚生労働省はまた、2024年2月14日に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン案(概要)」を示して、2月29日を締め切りに意見募集(パブリックコメント手続)を実施した(5月28日結果公表)。

※public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMI040&id=495230400&Mode=1

適用期日は「3月下旬(予定)」とされていたが、遅れて5月28日に「個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について」発表され、ガイドライン本文と通知文、リーフレットが公表された。

※www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40367.html

厚生労働省ウェブサイトの「個人事業者等の安全衛生対策について」のページにも情報が追加され、こちらには「個人事業者等の健康管理に関するガイドラインQ&A」も含まれている。

ガイドライン本文と通知文は19頁以下で紹介するが、ここではパブリックコメント手続で示された「概要」を示しておく。

なお、「個人事業者等」とはガイドラインで、「事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主若しくは役員」とされ、「注文者等」とは、ガイドラインでは「個人事業者等に仕事を注文する者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者」、「概要」では「注文者又は当該仕事を管理する者(プラットフォームも含む)」とされている。

ガイドラインは、「労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきである」という基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すものである」。

(1) 基本的な考え方

○個人事業者等による取組

個人事業者等は、自ら事業を営む事業者等であることから、健康管理については自らで行うことが基本であり、心身に配慮して働くことや、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚し、心身の健康の保持増進に努めることが重要である。

○注文者等による取組

個人事業者等が注文者等から注文を受けて仕事を行う場合には、注文者等による注文条件等や作業環境が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要である。

○個人事業者等及び注文者等の関係団体等による取組

個人事業者等や注文者等が加入する業種・職種別の団体や仲介業者は、個人事業者等及び注文者等が上記の取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待される。その際、当該団体等が、本ガイドラインを参考に、それぞれの業種・職種の実情や商習慣に応じた業種・職種別のガイドラインを必要に応じて策定することも期待される。

○国による取組

国は、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行うこととする。

(2) 個人事業者等自身による健康管理

○定期的な健康診断の受診による健康管理

- ・保険者が実施する特定健康診査等を活用し、1年に1回、定期的に健康診断を受け、その結果に基づき必要な精密検査を受けたり医療機関を受診したりすること。
- ・特定の危険有害な業務に従事する場合、労働者であれば、特殊健康診断の実施が事業者に義務づけられているところ、個人事業者等においても、特殊健康診断と同様の健康診断を受け、その結果に基づき必要な精密検査を受けた

り医療機関を受診したりすること。

○長時間の就業による健康障害の防止

- ・自身の就業時間を把握し、睡眠・休養の確保も含めた体調管理を行うこと。
- ・就業時間が長時間になりすぎないようにすること。なお、健康への影響を未然に防止する観点から、同様の業態で働く労働者に適用される労働時間の基準と同水準の就業時間とすることが望ましい。
- ・就業時間や疲労蓄積度をチェック・記録できるツール（アプリ）等の活用により、長時間就業による疲労の蓄積があると感じる場合には、医師による面接指導を受けること。

○メンタルヘルス不調の予防

- ・定期的なストレスチェックを実施すること。
- ・高ストレスと判定された場合には、医師による面接指導や看護職、心理職等による健康相談を受けること。

○腰痛等の筋骨格系疾患等の防止

- ・自らが就業する場所における適切な作業環境を確保すること。
- ・長時間の座り作業や運転業務を行う場合には、適切な作業姿勢、適切な椅子等の調整、休憩等の対応をとること。
- ・情報機器作業を行う場合には、作業場所の明るさ等の調整、情報機器作業に関する健康診断の受診等の対応をとること。

○個人事業者等のヘルスリテラシーの向上

- ・心身の健康に配慮した働き方、生活習慣の改善等についての知識を深め、心身の健康の保持増進に努めること。
- ・健康に影響を及ぼすおそれのある危険有害業務に従事する場合には、あらかじめ当該業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策についての知識を得ておくこと。

○注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

- ・注文者等が作業者の健康障害を防止する観点から定めたルールに従うこと。

(3) 注文者等による措置

○長時間の就業による健康障害の防止

- ・個人事業者等の安全衛生を損なうような長時間就業とならないよう、期日設定等に配慮すること。
- ・注文者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合（※）は、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等からの求めに応じて、注文者等が医師による面接指導を受ける機会を提供すること。

（※）以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定。

- ア 注文者等が、1日に配送すべき荷物量を指定するなど、個人事業者等の日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- イ 映画の撮影現場のように、個人事業者等側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ウ 個人事業者等が、注文者等の事業場に常駐して、注文者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者等側で業務時間を自由にコントロールできないようなケース

○メンタルヘルス不調の予防

- ・個人事業者等が就業により心身に不調をきたすことがないように、個人事業者等の安全衛生を損なうような就業環境、就業条件をとらないよう配慮すること。
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）等を踏まえ、パワーハラスメントを防止するために必要な措置を講じること。

○健康診断の受診の促進

- ・個人事業者等に対し、安全衛生教育や健康診断に関する情報や受講・受診機会を提供するよう配慮すること。
- ・個人事業者等に危険有害業務を請け負わせる場合には、当該危険有害業務による健康障害を防止するために必要な情報を伝達すること。
- ・労働者であれば特殊健診が必要となる業務を反復・継続して個人事業者等に注文する場合

表3 検討会報告書の項目ごとの対応状況及び今後の検討予定

1 検討会の趣旨・開催状況	【総論①②】
2 個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題	
3 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討結果	
3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等	【各論③】
3-2 個人事業者等の危険有害作業に係る災害を防止するための対策	
(1) 個人事業者等自身による措置やその実効性を確保するため	【各論①】
(2) 注文者(発注者)による措置 ※うち、【注文者等による安全上の指示】は別途ガイドライン等で対応(まとめり次第報告予定)	【各論②】
(3) 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置	【各論②】
(4) 個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者による対策	対応済
3-3 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策	対応済
3-4 個人事業者等や小規模事業者に対する支援	【各論③】
3-5 その他	
(1) 個人事業者等の特性を踏まえた対策の推進	【各論③】
(2) 個人事業者等による労働基準監督署等への申告について	
【総論①】	労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲
【総論②】	労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方
【各論①】	個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策
【各論②】	個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策
【各論②】	その他(【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等)

には、請負契約に当該健診費用を安全衛生経費として盛り込むこと。

- 個人事業者等が専ら一者から注文を受けた仕事のみを行っているような場合であって、①契約期間が1年を超える場合、又は②1年を超えない契約期間の請負契約を繰り返し締結している場合には、請負契約に一般健診費用を安全衛生経費として盛り込むことが望ましいこと(40歳以上の個人事業者等については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき特定健診の実施が義務づけられているため、請負契約に一般健診費用を盛り込む必要はないものとする)。
- 個人事業者等が作業を行う場を統括する者(建

設工事の元方事業者や製造工場の事業者などは、安全衛生教育の受講や健康診断の実施状況を確認すること(当該者が協力会社などにその確認を委任することも可能とするなど、柔軟な運用を想定)。

○作業環境による健康障害等の防止

- 注文者等から依頼される業務の性質上、就業場所が特定される場合には、当該就業場所について、適切な環境確保のために必要な措置(室内の温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置等)が講じられていることを確認すること。就業場所を注文者等が管理していない場合には、注文者等は当該場所を管理・貸与する者(建築物貸与者)にこれらの措置が講じられ

ていることを確認すること。

見直し第3弾に向けた検討開始

2024年4月26日に開催された第161回安全衛生分科会には、表2「検討会の報告結果を踏まえた検討状況」、表3「検討会報告書の項目ごとの対応状況及び今後の検討予定」等が示されて、「建設アスベスト訴訟最高裁判決」を踏まえた個人事業者等に対する安全衛生対策見直しの第3弾に向けた議論がすでにはじまっている。

主として、論点1「危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）」として検討会報告書で掲げられた内容の具体化ということであるが、「今後の検討の進め方」としては、まず、「労働安全衛生法上どのように『個人事業者等』を位置づけるのか」ということで、【総論①】労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲、及び、【総論②】労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方を設定し、さらに「措置主体に応じて具体的内容を検討してはどうか」として、【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策、【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策、【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等）を設定している。

検討会報告書の項目と【総論】【各論】の対応状況をまとめたのが表3である。なお、検討会報告書の「2 個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題」は、4～5頁の囲みで全文紹介している。

合わせて、総論①②について、以下のような「論点」及び「対応案」が示された。

【総論①】労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

論点：個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外にどの範囲まで対象に含めるべきか。

対応案：労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとはどうか。

①個人事業者

- ・労働者を使用しない。
- ・法人、非法人(個人)かは問わない。
- ・請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない(=農家、芸術家なども含む)。

②中小事業の事業主及び役員

- ・個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。
- ※中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする

【総論②】労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

論点：労働安全衛生法の枠組み上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。

対応案：労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適当ではないか。

論点：労働安全衛生法の枠組み上、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。

対応案：労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適当ではないか。

個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み(発注者、注文者対策)の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

論点：労働安全衛生法の枠組み上、個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合にどのような方策が考えられるか。

対応案：法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めるとしてはどうか。

さらに5月27日に開催された第162回安全衛生分科会には、【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策について、以下のような論点と対応案が示された。

論点：個人事業者等に対して、使用禁止とする対象機械や、個人事業者等に義務付ける定期自主検査等の範囲（年次検査、月次検査、作業開始前点検）、定期自主検査等の対象機械等の範囲をどのように考えるか。

対応案：○労働安全衛生法上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることを踏まえれば、使用禁止とする対象機械や、実施を義務付ける定期自主検査等の範囲、定期自主検査等の対象機械等については、労働者保護の観点から事業者が義務付けられているものと同一の範囲としてはどうか。○対象機械等を個人事業者等自身が持込む場合には、定期自主検査等は自らが行うことが可能であるが、事業者が労働者に使用させているものを一時的に使用する場合については、個人事業者等が直接、定期自主検査等を行うことが現実的でない場合もあるため、新たに義務付けられる措置の具体的な実施方法等を省令や通達で明確にすることとしてはどうか。今後の検討に注目していきたい。

プラットフォームの取り扱い

なお、一連の見直しのなかで注目されていることのひとつがプラットフォームの取り扱いである。

検討会報告書では、「発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置」（3-2（3））で機械等貸与者、建築物等貸与者とプラットフォームにふれられ、【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】が以下のようにされている。○プラットフォームが個人事業者等に行わせる危険有害業務の内容によっては、法第3条第3項

の規定がプラットフォームにも当てはまる場合がある旨を解釈例規やガイドラインの策定といった手段を通じて明確化することにより、プラットフォームが配慮すべき具体的内容を明確にすることとする。

- 別途、フリーランス保護の観点から検討がなされているフリーランスに関する各種施策とも連携の上、国は、上記の趣旨を様々なチャンネルを通じ、事業者や注文者、プラットフォーム、個人事業者等に広く周知させることとする。
- プラットフォーム等の業務形態や契約に着目した新たな規制の枠組み、諸外国の規制動向等にも注視しつつ、安衛法の既存の枠組みでは捉えきれない課題への対応についても将来的な検討課題の把握に努めることとする。

法第3条第3項は、「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」と規定している。

また、前述のとおり、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」は、「当該仕事を管理する者（プラットフォームも含む）」も「注文者等による措置」として掲げられた長時間の就業による健康障害の防止、メンタルヘルス不調の予防、健康診断の受診の促進、作業環境による健康障害の防止をが行うべきまたは配慮すべきものと位置づけられている。

第161回安全衛生分科会で配布された資料では、表2「検討会の報告結果を踏まえた検討状況」で措置の主体のひとつに「注文者以外の災害リスクを発生させる者」の欄が設けられており、表3で検討会報告書の3-2(3)は、【各論②】として整理されている。

海外の動向をみても、リスクを生み出し、及び/または増大させ得る者、換言すればリスクを管理し得る、低減させ得る者に、責任を負わせようとする流れができてきているように思われる。

「将来的な検討課題の把握」にとどまらないイニシアティブを発揮することが求められていると言えよう。



個人事業者等の健康管理に関するガイドライン

令和6年5月28日

1 趣旨・適用

本ガイドラインは、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員（以下「個人事業者等」という。）が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者（以下「注文者等」という。）が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すものである。

また、個人事業者等が健康に就業するためには、各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等（以下「団体等」という。）がそれぞれの立場に応じ、個人事業者等の健康管理に資する取組を行うことが期待される。その際、個人事業者等の活動の場は様々な業種・職種にわたることを踏まえ、団体等が、本ガイドラインを参考に、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた業種・職種別のガイドライン（以下「業種別・職種別ガイドライン」という。）を必要に応じて策定することが推奨される。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「労働者」であるかどうか判断されることになる¹。「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用されることに留意すること。

2 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の取組

（個人事業者等）

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の

健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本である。

（注文者等）

注文を受けて仕事を行う場合には、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、個人事業者等が自らの健康を適切に管理するためには、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが同時に重要になる。また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。

（団体等）

これらの取組を一部の積極的な事例に止めることなく、広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等及び注文者等がこれらの取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待される。

（国）

国は、本ガイドラインに基づく取組について、個人事業者等、注文者等のほか、団体等に対しても周知啓発するとともに、個人事業者等の健康管理を支援するための取組（個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる支援、団体等に対する情報提供等）を行うこととし、これらの内容について厚生労働省ホームページ等で一覧的に掲載し、随時、更新していく。

3 個人事業者等が自身で実施する事項

個人事業者等は、1及び2を踏まえ、利用可能な各種支援を活用しながら、次の事項を実施すること。

（1）健康管理に関する意識の向上

個人事業者等は、心身の健康に配慮した働き方、生活習慣の改善等についての知識を深め、心身の健康の保持増進に努めること。

加入している医療保険者や自治体が行うセミナーのほか、労災保険に特別加入している者については産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを活用することも一つの方法である。また、事業者が雇用する労働者の健康確保のために実施している事項を参考とすることも有効な方法である。

（2）危険有害業務による健康障害リスクの理解

個人事業者等は、健康に影響を及ぼすおそれのある

危険有害業務に従事する場合には、あらかじめ当該業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策についての知識を得ておくこと。

このため、当該業務に関係する安全衛生教育（労働者であれば受講が必要となる特別教育を含む。以下同じ。）を受講するとともに、請け負った危険有害業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報の提供を注文者等に対して求めることが重要である。なお、注文者等からの情報提供については4(3)を参照すること。

(3) 定期的な健康診断の受診による健康管理

① 健康診断の受診

事業者が常時使用される労働者であれば、労働安全衛生法第66条第1項に基づき事業者が実施する一般健康診断²を受診する必要があることを参考にして、個人事業者等は、1年に1回、健康診断を受診すること。40歳から74歳までの者については加入している医療保険者が行う特定健康診査を受診することができることに留意すること。

健康診断において異常の所見が認められた場合には、精密検査や医療機関を受診するとともに、仕事のペースの見直しなど業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。

また、健康診断の結果に基づいて、医療保険者が行う特定保健指導等を積極的に活用し、健康を保持するために必要な生活上の取組について指導を受けることも重要である。

② 特殊健康診断と同様の検査の受診

労働者であれば受診する必要がある労働安全衛生法第66条第2項に基づく健康診断若しくは同条第3項に基づく歯科健康診断の対象となる有害業務に常時従事する場合又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に基づくじん肺健康診断の対象となる粉じん作業に常時従事する場合は、これらの健康診断と同様の頻度で、同様の検査項目による健康診断を受けること。

また、化学物質を取り扱う業務に関する仕事を請け負った場合には、取り扱う化学物質に関する情報、注文者等が実施したリスクアセスメント（労働安全衛生法第57条の3第1項の規定による危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）の結果及び注文者等が自らが雇用する労働者に対してリスクアセスメント対象物健康診断（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第3項及び第4項に規定する医師又は歯科医師による健康診断をいう。以下同じ。）を実施する場合はその検査項目や頻度に関する情報を入手するように努め、入手したリスクアセスメントの結果から当

該業務による健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断されるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について健康診断を受けること。

これらの健康診断（以下「特殊健康診断等と同様の検査」という。）の結果、異常の所見が認められた場合には、精密検査や医療機関を受診するとともに、仕事のペースの見直しなど当該業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。

（参考1）労働安全衛生法第66条第2項に基づく健康診断の対象業務

- ・屋内における有機溶剤業務
- ・鉛業務
- ・四アルキル鉛等業務
- ・特定化学物質を製造し、又は取扱う業務
- ・高圧室内業務、潜水業務
- ・放射線業務
- ・石綿等の取扱い業務、石綿等の粉じんを発散する場所における業務

（参考2）労働安全衛生法第66条第3項に基づく歯科健康診断の対象業務

- ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

なお、特殊健康診断等と同様の検査の受診に要する費用についての注文者の配慮については4(4)を参照すること。

(4) 長時間の就業による健康障害の防止

個人事業者等は、長時間の就業は脳血管疾患や虚血性心疾患の発症リスクを高めることを理解し、自らの就業時間を把握して長時間になりすぎないようにすることが重要である。その際、一般の労働者に適用される時間外労働時間の上限規制を参考にして、就業時間を調整することが望ましい。

（参考）一般の労働者³の労働時間の上限

- 時間外労働⁴が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働⁵の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは1年で6か月が限度

なお、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）については、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者においては、労働者に該当しない個人事業者等であっても、運転者の過労防止等の観点か

ら国土交通大臣が告示で定める基準により、実質的に改善基準告示の遵守が求められることに留意する必要がある。

また、睡眠・休養の確保も含めた健康管理を行うこと。就業時間や睡眠時間を含めた日々の健康情報を管理するツールとしては、厚生労働省がインターネット上で無料配布している「マルチジョブ健康管理ツール⁶」を活用することも一つの方法である。

労働者の場合は、労働安全衛生法第66条の8に基づき労働時間（休憩時間は除く。）が週40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出により、当該労働者に対して医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を事業者が行い、事業者は、その結果をもとに、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮等の就業上の措置を講じることとなっている（以下「長時間労働者に対する面接指導制度」という。）。

個人事業者等においても、長時間の就業によって疲労の蓄積を感じる場合は、長時間労働者に対する面接指導制度を参考に、医療機関を受診する又は医療保険者や自治体を実施している健康相談等を活用するとともに、仕事のペースの見直しなど業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。

なお、労災保険に特別加入している個人事業者等については、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを利用することも一つの方法である。疲労の蓄積の程度については、厚生労働省の働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（以下単に「こころの耳⁷」という。）に掲載している「働く人の疲労蓄積度セルフチェック⁸」を活用して確認することもできる。

なお、注文者等が依頼等を行う業務の性質上、注文者等による注文条件等によって個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されることに伴い個人事業者等の就業時間が長時間となり、疲労の蓄積が認められる場合に、注文者等が当該個人事業者等に対して医師による面談を受ける機会を提供することについては、4(1)を参照すること。

(5) メンタルヘルス不調の予防

個人事業者等は、ストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、メンタルヘルスについて日頃からセルフケアに努めること。

「こころの耳」の「フリーランスの方のメンタルヘルスケア⁹」や「eラーニングで学ぶ15分でわかるセルフケア¹⁰」を活用することも一つの方法である。

労働者の場合は、1年に1回、心理的な負担の程度を

把握するための検査を事業者¹¹が行い、高ストレス者に対してはその申出により、当該労働者に対して医師による面接指導を事業者が実施するとともに、その結果をもとに、事業者は、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮等の就業上の措置を講じることとなっている（以下「労働者に対するストレスチェック制度」という。）。

個人事業者等においても、労働者に対するストレスチェック制度を参考にして、自身のストレスの状況を把握できるツール（「こころの耳」に掲載している「ストレスセルフチェック¹²」や「マルチジョブ健康管理ツール」におけるストレスチェック機能など）を活用して、定期的に、ストレスの状況を自身で確認することが重要である。

個人事業者等は、ストレスを自身で確認した結果、ストレスが高いと思われる場合は、労働者に対するストレスチェック制度を参考に、医療機関を受診する又は医療保険者や自治体を実施している健康相談等を活用するとともに、仕事のペースの見直しなど業務によるメンタルヘルス不調を防止するために必要な措置を講じることが重要である。

なお、労災保険に特別加入している個人事業者等については、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを利用することも一つの方法である。

(6) 腰痛の防止

個人事業者等は、長時間の座り作業や運転に従事するときは、これらの作業による腰痛を防止するため、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）を参考にして、作業姿勢の調整、椅子等の調整、適切な休憩の取得などに取り組むことが重要である。

(7) 情報機器作業における労働衛生管理

個人事業者等は、パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業（以下「情報機器作業」という。）に従事するときは、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日付け基発0712第3号）を参考にして、作業場所の明るさやディスプレイ・入力機器の選択・調整、作業台や作業姿勢の調整、作業時間の調整、定期的な情報機器作業に関する健康診断の受診などに取り組むことが重要である。

(8) 適切な作業環境の確保

個人事業者等は、自らが作業環境を管理できる場所（自宅を含む。）で仕事をするときは、その場所の作業環境が適切なものとなるようにすること。

事務作業であれば、事務作業に従事する労働者が主として使用する事務所の衛生基準を定めた事務所

衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）を参考にして、適切な気積の確保、換気の実施、適切な温度の維持、適切な照度の確保など適切な作業環境を確保することが重要である。適切な作業環境の確保に当たっては、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月25日付け基発0325第2号、雇均発0325第3号の別添1）の別紙2「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト（労働者用）」が参考になること。

また、例えば、塗装作業における有機溶剤のほか、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメントをしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法第57条の2第1項に規定する通知対象物をいう。以下同じ。）を取り扱う場合は、化学物質へのばく露が最小限となるように作業環境を整えることが重要である。

(9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力
労働安全衛生法上の事業者¹³である注文者から、当該注文者が行う危険有害業務の一部を請け負う個人事業者等は、労働安全衛生法令に基づき、注文者から作業方法や保護具等に関する必要な措置について周知されたときは、周知された事項を遵守すること。

また、労働安全衛生法令に基づき注文者から周知された事項のほかにも、個人事業者等本人を含め作業現場にいる作業者の健康障害を防止する観点から、注文者等が作業現場における安全衛生上の規律を定めるなどの措置を講じる場合は、個人事業者等はこれに協力すること。

4 注文者等が実施する事項

注文者等は、1及び2を踏まえ、次の(1)から(5)までに掲げる事項を実施すること。

仲介業者やプラットフォーム（インターネット等を活用し、利用者とサービス提供者を結び付ける仕組みや場を提供・運営する事業者をいう。以下同じ。）も、個人事業者等に仕事を注文する場合は注文者に該当する。

また、仲介業者やプラットフォームからは個人事業者等に仕事を注文しないが、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う場合は、当該仲介業者やプラットフォームは注文者等として、当該仕事の注文者と連携して、1及び2を踏まえ、次の(1)から(5)までに掲げる事項を実施すること。

注文者等は、個人事業者等が注文者等に対して次の(1)から(5)までに掲げる事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者等との契約の途中解除や契約更新の拒否など、当該個人事業者等に対する不利益な

取扱いをしてはならない。

なお、次の(1)から(5)までに掲げる事項については、注文者等が事業として個人事業者等に仕事を注文し、又は個人事業者等の契約内容の履行に対して必要な干渉を行う場合を念頭に置いたものであるが、注文者等が一般消費者である場合についても、その注文や干渉が個人事業者等の健康に影響を及ぼす可能性があることに変わりはないため、その旨を十分に理解した上で、注文等を行うことが重要である。

(1) 長時間の就業による健康障害の防止

注文者等が、個人事業者等への仕事の注文又は個人事業者等が受注した仕事のうち、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う場合、労働安全衛生法第3条第3項において、仕事を他人に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行をそこうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない」旨が定められていることを踏まえ、注文条件等によって仕事を受ける個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮すること¹⁴。これには、次のような配慮が含まれる。

- ・ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ・ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ・ 長時間就業が余儀なくされるような短納期での大量発注を抑制すること。
- ・ 発注の平準化、発注内容の明確化など発注方法の改善を図ること。
- ・ 個人事業者等の就業時間や日々の業務量を特定する場合には、当該就業時間や日々の業務量が過密になること、作業までの個人事業者等の待ち時間が長時間に及ぶことを抑制すること。

注文者等が依頼等を行う業務の性質上、以下のケースのように、注文者等による注文条件等によって個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されることに伴い就業時間が長時間となり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等から求めがあった場合は、長時間労働者に対する面接指導制度を参考にして、当該個人事業者等に対して医師による面談を受ける機会を提供すること。

(参考) 個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されるケースの例

- ① 注文者等が1日に配送すべき荷物量を指定するなど、注文者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ② 映画の撮影現場のように、個人事業者等の側で業務量や就業時間を自由にコントロールできないようなケース

- ③ 個人事業者等が、注文者等の事業場に常駐して注文者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者等の側で就業時間を自由にコントロールできないようなケース

ここで、機会を提供するとは、面談を行う医師の紹介や、医師による面談を受けるため、注文条件等により注文者等の側で特定している就業時間を変更することを含む。

また、個人事業者等に係る医師による面談は、注文者等による注文条件等で個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されていることに起因して、当該個人事業者等の就業時間が長時間となり、疲労が蓄積したことによるものであるから、医師による面談に要する経費は、発注した仕事に必要な経費として、注文者等で負担することが望ましい。

「長時間」については、長時間労働者に対する面接指導制度において労働時間（休憩時間は除く。）が週40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた者を対象としていることが参考になること。本ガイドラインは、個人事業者等の日々の就業時間を把握することを注文者等に求めるものではないが、個人事業者等から医師による面談の求めがあった場合に、注文者等として個人事業者等の就業実態を具体的に確認することを妨げるものでもない。個人事業者等から医師による面談の求めがあった場合に、個人事業者等の疲労の蓄積の程度を注文者等が確認したいときは、個人事業者等から同意を得て、「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」の結果その他の疲労の蓄積の程度に関する情報を入手することが考えられる。

個人事業者等から、医師による面談の結果をもとに、注文者等による注文条件等によって特定されている就業時間や日々の業務量について変更を求められた場合は、必要な配慮を行うように努めること。この場合において、注文者等が、必要な配慮を検討する上で必要な範囲で、個人事業者等から同意を得て、医師による面談の結果を取得することは考えられる。

上記の場合のほか、注文者等による注文条件等に起因して個人事業者等の就業時間が長時間となった場合などで、個人事業者等から健康確保に関する相談を受けた場合は、相談に応じ、必要な配慮を行うように努めること。

注文者等は、個人事業者等から取得した「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」の結果その他の疲労の蓄積の程度に関する情報、医師による面談の結果及び個人事業者等からの健康確保に関する相談内容について情報管理を徹底するとともに、必要な配慮の検討以外

の目的に利用してはならない。また、これらの情報をもとに個人事業者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(2) メンタルヘルス不調の予防

注文者等は、個人事業者等のメンタルヘルス不調を予防する観点からも、(1)の事項を実施すること。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第14条では、同法第2条第6項に規定する特定業務委託事業者は、同条第2項に規定する特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じるよう規定されている。

同法の施行後においては、注文者が特定業務委託事業者であり、個人事業者等が特定受託業務従事者である場合は、同法第14条に基づく措置を講じる必要がある。

また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第4項に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の7、同法第11条の3第3項に基づく「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成28年厚生労働省告示第312号）の6及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第3項に基づく「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）の6では、個人事業主を含む労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組が規定されている。

これらのハラスメントに関する措置義務や望ましい取組に基づき、個人事業者等のメンタルヘルス不調への対応に取り組むこと。

(3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等

注文者等は、個人事業者等に対して、安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供について配慮すること。

受講・受診機会の提供については、安全衛生教育を行っている教習機関や健康診断を行っている機関の紹介、契約から仕事の開始までの間での受講や受診のための時間の確保又は注文条件等により特定されている就業時間について受講や受診のための配慮を行うほか、注文者等が労働者に対して安全衛生教育を行う際

や健康診断を行う際に個人事業者等も対象に含めて実施することが考えられる。

なお、健康診断結果を踏まえた健康管理は個人事業者等が自ら行うものであり、本ガイドラインは、個人事業者等の健康診断結果の取得を注文者等に求めるものではない。

注文者等は、個人事業者等が安全衛生教育・健康診断を適切に受講・受診できるよう、自らも行う仕事の一部を個人事業者等に注文する場合や個人事業者等に注文する仕事の安全衛生について次の事項を把握している場合は、これらを情報提供すること。

- ・注文する危険有害業務の内容、当該業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報
- ・注文する危険有害業務を行う際、労働者であれば受講が必要となる特別教育や受講することが望ましい安全衛生教育
- ・注文する危険有害業務を常時行う際、労働者であれば受診が必要となる特殊健康診断等（労働安全衛生法第66条第2項に基づく健康診断、同条第3項に基づく歯科健康診断、じん肺法に基づくじん肺健康診断及びリスクアセスメント対象物健康診断をいう。以下同じ。）や受診することが望ましい健康診断

特に、リスクアセスメント対象物を注文者等の事業場で労働者と一緒に取り扱う業務を個人事業者等に注文する場合は、当該業務に係るリスクアセスメントの結果、当該リスクアセスメントの結果に基づき注文者等が講ずるリスク低減措置（当該注文者等が元方事業者等からリスクアセスメント結果や当該リスクアセスメント結果に基づくリスク低減措置に関する情報の提供を受けている場合には当該情報を含む。）やリスクアセスメント対象物健康診断を注文者等が労働者に対して実施する場合にはその検査項目や頻度も情報提供に含めること。

注文者等は、リスクアセスメント対象物を個人事業者等に提供する場合、労働安全衛生法第57条に基づき、ラベルが表示されているかを確認するとともに、同法第57条の2に基づき、安全データシート(SDS)を交付すること。

個人事業者等に自らも行う危険有害業務の一部を請け負わせる注文者（労働安全衛生法上の「事業者」である者に限る。）は、労働安全衛生法令の規定に基づき、当該個人事業者等に作業方法や保護具等に関する必要な措置について周知すること。

個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）は、個人事業者等が作業場に入場する際等に、業務に関連して必要となる安全衛生教育や特殊健康診断等と同様の検査の受講・受診の有無を確認することなどにより、その受

講・受診の促進を図ることが望ましい。当該確認については、場を統括する者が直接行う方法以外にも、協力会社などに委任する方法も考えられる。

(4) 健康診断の受診に要する費用の配慮

① 特殊健康診断等と同様の検査の受診に要する費用

労働安全衛生法第3条第3項においては、仕事を他人に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」旨が定められており、これには請負金額の費目等が含まれることを踏まえ、注文者は、労働者であれば特殊健康診断等が必要となる危険有害業務を個人事業者等に注文する場合には、個人事業者等が特殊健康診断等と同様の検査を受診するのに要する費用の全部又は一部を負担するよう配慮すること。

個人事業者等が特定の二者の注文者からのみ注文を受けて、労働者であれば特殊健康診断等が必要な業務を常時行っている場合で、当該注文に係る仕事の契約期間が6月以上である場合（6月未満の契約を繰り返して締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで6月以上となっている場合を含む。）には、当該期間において個人事業者等が特殊健康診断等と同様の検査を受診するのに要する費用の全額を当該注文者が負担すること。

また、個人事業者等が特定の二者の注文者から受注した仕事の契約期間が上記のように通算して6月以上とはならない場合であっても、個人事業者等が一又は複数の注文者から注文を受けて、労働者であれば特殊健康診断等が必要な業務を常時行っている場合は、例えば、特殊健康診断等と同様の検査を受診するための費用を日単位に分割し、これに注文を受けた仕事に要した実働日に乗じた額をそれぞれの注文者に請求することも考えられるが、個人事業者等からこのような請求があった場合には誠実に応じることが望ましい。

② 一般健康診断と同様の検査の受診に要する費用

注文者が個人事業者等に注文する際又は注文後において、当該仕事に要する個人事業者等の作業時間が契約期間で平均して1週間につき40時間程度となることが見込まれ、かつ、期間が1年以上である契約又は一つの契約期間が1年に満たなくても、更新等により、繰り返し契約を締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで1年以上となる契約である場合には、当該個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を当該注文者にて負担することが望ましい。

なお、40歳から74歳までの個人事業者等は加入している医療保険者が行う特定健康診査を受診することが

できるため、注文者等において個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を負担する必要はない。

(5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

注文する仕事の性質により、個人事業者等の就業場所を注文者等が特定する場合、当該注文者等は、労働安全衛生規則及び事務所衛生基準規則を参考にして、当該場所について、適切な気積の確保、換気の実施、適切な温度の維持、適切な照度の確保、便所の設置など適切な作業環境を確保すること。

注文者等が当該場所を管理していない場合においては、当該場所を管理又は貸与する者に、これらの措置が講じられていることを確認するとともに、適切な作業環境を確保するための措置がなされていない場合は、就業場所を変更すること（仕事の性質上可能な場合に限る。）や当該場所を管理又は貸与する者に申し入れて作業環境を改善することなどの措置を講じることが望ましい。

また、注文者等が労働安全衛生法上の「事業者」に該当する場合には、例えば、自らも行う有機溶剤業務等の一部を個人事業者等に請け負わせた場合は、注文者は、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等に基づき、個人事業者等だけが作業を行う時でも、局所排気設備など設備を稼働させる又は設備の使用を許可する等の配慮を行わなければならない等の規定があることに留意すること。

5 団体等に期待される取組

団体等には、個人事業者等及び注文者等が、それぞれの立場で3及び4の取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待される。

これには、本ガイドラインの内容を個人事業者等及び注文者等に周知して、その実施を促すことのほかに、例えば、個人事業者等に対して、心身に配慮した働き方や生活習慣の改善に関する情報、業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策に関する情報や安全衛生教育を行っている教習機関や健康診断を行っている機関に関する情報を提供すること、個人事業者等を対象とした安全衛生教育を自ら行うことやメンタルヘルスを含む健康相談に対応することが考えられる。

また、本ガイドラインは、個人事業者等及び注文者等が行うべき基本的な事項を示したものであるが、個人事業者等の活動の場は様々な業種・職種にわたる。本ガイドラインでは、必ずしも業種・職種に特有の実情や商慣習を踏まえた具体的な取組内容までは記載していない

ため、本ガイドラインを参考に、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別ガイドラインを必要に応じて策定することが推奨される。なお、業種・職種別ガイドラインの検討に当たっては、個人事業者等及び注文者等双方の意見を十分に踏まえたものとするのが望ましい。

- 1 判断基準については、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日。内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）の第5を参照すること。
労働基準法第9条では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定している。労働基準法上の「労働者」に当たるか否か、すなわち「労働者性」は、この規定に基づき、以下の2つの基準で判断されることとなる。
労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか
- 2 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目
 - ・既往歴及び業務歴の調査
 - ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - ・胸部エックス線検査及び喀痰検査・血圧の測定
 - ・貧血検査（血色素量及び赤血球数）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GPT）
 - ・血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
 - ・血糖検査
 - ・尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
 - ・心電図検査
- 3 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されている。建設事業については災害の復旧・復興の事業に関しては、b)とc)は適用されない。また、自動車運転の業務についてはa)の時間外労働は年960時間以内、b)からd)までは適用されない。医師については、別に上限規制の定めがある。
- 4 1日8時間及び1週40時間を超えた労働時間
- 5 労働基準法では、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされている。この法定休日に労働をさせた場合が休日労働にあたる。
- 6 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

- 7 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>
- 8 <https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>
- 9 <https://kokoro.mhlw.go.jp/freelance/>
- 10 <https://kokoro.mhlw.go.jp/e-learning/selfcare/>
- 11 常時使用する労働者が50人以上の事業場については義務、それ以外の事業場については当分の間努力義務となっている。
- 12 <https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>
個人事業者等が「ストレスセルフチェック」を活用する際は、「フリーランスの方のメンタルヘルスケア」に掲載している「個人事業者等の方向けストレスチェック調査票」を参照すること。
- 13 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 14 自営型テレワーク(注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労をいう(法人形態により行っている場合や他人を使用している場合等を除く。))については、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」(平成30年2月2日付け雇均発0202第1号)において、「成果物の納期(役務の提供である場合は、役務が提供される期日又は期間)については、自営型テレワーカーの作業時間が長時間に及び健康を害することがないように設定すること。その際には、通常の労働者の1日の所定労働時間の上限(8時間)を作業時間の上限の目安とすること。」とされている。

基発0528第1号
令和6年5月28日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

個人事業者等の健康管理に関する ガイドラインの策定について

事業者が作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の者の安全衛生対策については、「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決(令和3年5月17日)において、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)第22条の規定は、その保護対象が労働者と同じ場所で働く労働者以外の者にも及ぶと判示されたことを受けて、安衛法第22条に

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関する ガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等^{※1}は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等^{※2}が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や准委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうか判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

※1 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業事業主または役員
※2 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に關し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

ガイドライン全文はこちら

[個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定について、労働者以外の者についても必要な保護の対象とするための改正を行ったところである(令和5年4月1日施行)。

また、上記改正省令について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、安衛法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置のあり方、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などを別途検討の場を設けて検討することとされたことから、令和4年5月から令和5年10月まで「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催し、令和5年10月27日に報告書を公表したところである。

今般、同報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を別添のとおり策定したので、関係者への周知・啓発に取り組まれます。

欧州議会がプラットフォーム労働指令を採択

2024年4月24日 欧州議会 (European Parliament)

- 偽の自営業を是正する新たなルール
- アルゴリズムによる決定に基づいて労働者を解雇することはできない
- プラットフォームが一定の個人データを処理することを禁止

水曜日 [4月24日] に欧州議会は、プラットフォーム労働者の労働条件を改善することを目的とした新たなルールを承認した。

欧州議会と理事会が2月に合意し、賛成554票、反対56票、棄権24票で採択された新たなルールは、プラットフォーム労働者がその雇用形態を正しく分類されるよう確保するとともに、偽の自営業を是正することを目的としている。また、EUで初めて、職場におけるアルゴリズムの使用を規制する。

雇用形態

新たな法律は、国の法律及び労働協約に従い、またEUの判例を考慮したうえで、管理及び指揮を示す事実が存在する場合に発動される（自営業とは対照的な）雇用関係の推定を導入する。

指令は、デジタル労働プラットフォーム及びプラットフォーム労働を行う者の間の力の不均衡を是正することを目的として、EU諸国に対して、国レベルで雇用の反証可能な法的推定を確立することを義務づける。立証責任は、プラットフォーム側にあり、雇用関係がないことを証明するのはプラットフォーム次第ということである。

アルゴリズム管理に関する新たなルール

新たなルールは、アルゴリズムや自動意思決定システムによる決定に基づいて、プラットフォーム労働を行う者を解雇できないことを保証する。代わりに、

デジタル労働プラットフォームは、プラットフォーム労働を行う者に直接影響を与える重要な決定について、人による監視を確保しなければならない。

透明性とデータ保護

指令は、プラットフォーム労働者のデータをより強固に保護するルールを導入する。デジタル労働プラットフォームは、感情的または心理的状態や個人的信条に関するデータなどの一定の種類の個人データを処理することを禁止される。

引用

報告者のエリザベッタ・グアルミニ (S&D、イタリア) は以下のように言う。「この指令により、EUの最大4,000万人のプラットフォーム労働者が公正な労働条件にアクセスできるようになる。この歴史的な取り決めは、労働者に尊厳、保護と権利を与えるものである。偽の自営業を是正し、不公正な競争を防止し、真の自営業を保護し、アルゴリズム管理に関する画期的なルールを導入する。これは世界レベルの真のベンチマークとなるだろう。私は、欧州はその労働者、その社会モデルとその経済を保護すると、誇りをもって言いたい」。

次のステップ

合意された文書は今後、理事会でも正式に採択されなければならない。EU官報に掲載された後、加盟国は2年以内に指令の諸規定を国内法に組み込むこととなる。

背景

2021年の欧州委員会の分析によると、500以上のデジタル労働プラットフォームが活動しており、この部門は2,800万の人々を雇用している—この数字

は2025年までに4,300万人に達すると予測されている。デジタル労働プラットフォームは、ライドヘイリングやフードデリバリー運転手のような「オンロケーション」のものであれ、データエンコーディングや翻訳のような「オンライン」のものであれ、様々な経済分野に存在している。

ほとんどのプラットフォーム労働者は形式的には自営業者であるが、約550万人が誤って自営業者に分類されている可能性がある。

本立法の採択により、欧州議会は、欧州未来会

議結論の13、13(5)及び35(1)(3)で表明された、包括的な労働市場と社会的かつ持続可能な経済を強化するためのデジタルイノベーションに



に対する市民の期待に応える。
※<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240419IPR20584/parliament-adopts-platform-work-directive#:text=The%20directive%20introduces%20rules%20that,psychological%20state%20and%20personal%20beliefs>.

プラットフォーム労働：労働安全衛生に対する影響

2024年2月27日 OSH wiki

規制上の課題

近年のデジタルプラットフォーム経済の出現は、公的機関に2つの努力を求めている。一方で、研究を促進し、定義や分類方法を概説することによってこの現象を理解し、他方で、デジタルプラットフォーム労働によって提起される課題に対処するための最新の法的枠組みを提供するために、それを規制することである。デジタルプラットフォーム活動を効果的な法的枠組みに組み込む試みは、多くの法的分野（税法、労働法、競争法、貿易法、OSH法など）に関係している。OSHの観点からは、プラットフォーム労働の法的枠組みを概説する緊急の必要性は、非標準的な労働形態がほとんどのEU諸国で既存のOSH法の対象になっていないという事実起因している。したがって、プラットフォーム労働者は、デジタルプラットフォームによって自営業に分類されていることから、OSHの義務と責任が労働者にあることになる。少なくともOSHの分野では、ほとんどの場合に既存の規制を適用することが選択肢でないとしたら、新たな規制の設計と実施は容易なことではない。一方で、デジタルプラットフォーム労働の異質性と行われる活動の多様性が-

のダイナミックで継続的に進化する性質をあいまって-立法プロセスに課題をもたらし、デジタルプラットフォームをとらえることの困難な「動く標的」になっている。他方で、デジタルプラットフォーム自身が、拘束力のある規制の整備に賛成しているように見えない。そのような立場に沿って、例えば、彼らは、事後的に彼らの活動を規制することを困難にすることを目的として、既存の規制の遵守を確認する前に事業を開始する傾向がある。さらに、多くの場合、プラットフォームと労働者の間の契約には、雇用関係が存在しないことが明記されており、通常、使用者と被用者の伝統的の二元関係に対処する既存の規制を適用することを困難にしている。

デジタルプラットフォーム労働のための効果的で最新の規制枠組みを定義するための努力は、欧州及び国の両方のレベルで確認することができる。法的なギャップに対処するために、2021年に欧州委員会は、デジタルプラットフォームを通じて働く人々の労働条件を改善することを目的とした一連の措置を提案した。このイニシアティブには、指令の提案が含まれていた。指令は、プラットフォーム労働に関連した以下の主要な問題に対処することによって、労働条件を改善することを目的としている。

第1にプラットフォームを通じて働く人々の雇用形態、第2に労働力を管理するためのアルゴリズムの使用、第3に執行、透明性及び追跡可能性の確保の必要性である。

国及び地方レベルでは、イタリアとスペインの立法イニシアティブが、デジタルプラットフォーム労働に関連するもっとも懸念される問題のいくつかに対処し、他の加盟国におけるさらなる立法の先例となる画期的なものであった。2021年にスペインで採択されたライダー法(勅令法9/2021)は、雇用関係の法的推定を規定し、「アルゴリズムによる透明性」の権利を導入した最初の国の法律である。第1に、反証可能な雇用の推定の原則は、プラットフォーム労働者がデフォルトで従業員に分類されることを意味し、デジタルプラットフォームとプラットフォーム労働者の間で訴訟が発生した場合、立証責任はプラットフォームにあり、プラットフォームはそのような雇用関係が存在しないことを証明しなければならない。第2に、「アルゴリズムの透明性」の権利によれば、デジタルプラットフォームは、アルゴリズムが労働者の管理に使用される場合、そのアルゴリズムがどのように機能するかに関する情報を「一定程度」開示しなければならない。注目すべきは、雇用関係の法的推定がデリバリー部門のプラットフォーム労働者にのみ適用されるのに対し、透明性に関する規定は、制限なくすべてのデジタルプラットフォームに適用されることである。

ボローニャ市は、2017年の宅配ドライバーの運動を受け、関係者(自治体、労働組合、ライダー組合、デジタルプラットフォームの代表者)の間で交渉プロセスを開始し、その結果、プラットフォーム労働者の最低限の保護基準を設定することを目的とした自主的な協定-「都市におけるデジタル労働の基本的権利憲章」と呼ばれる-が締結された。この協定は、地域的な範囲とその自主的な性質にもかかわらず、地域のデリバリー部門の関係者のほとんどがこれに同意した。しかし、もっとも顕著な貢献は、国レベルでデジタルプラットフォーム労働にスポットライトを当て、国の法律のひとつである立法令101/2019にインスピレーションを与えたことである。同法は、2015年に制定された旧法(政令

81/2015)で設計された、デリバリー部門におけるプラットフォーム労働者のための法的枠組みを更新するものである。第1に、透明性と情報への権利、プライバシーとデータ保護の権利を導入している。第2に、最低時給を保証することで収入の不安定性に対処し、これにより収入と遂行した仕事の数を部分的に切り離す。さらに、一定の状況下(夜間、休日または悪天候時に労働する場合)の仕事の場合には割増賃金を保証する。最後に、デジタルプラットフォームを通じて顧客が仕事を組織する場合、顧客が労働の時間と場所の両方を組織するという要件を削除することで、いわゆる使用者が組織する労働の範囲をすべての状況に拡大する。使用者が組織する労働は従属雇用には該当しないが、OSH法はそれに適用される。

イタリアとスペインの法的枠組みはともに、プラットフォーム労働に関連する主要なOSH上の懸念のいくつかに向き取り組んでいると言える。一方で、雇用形態の反証可能な推定と使用者が組織する労働が、雇用形態に関する不確実性の影響を緩和し、少なくともデリバリー部門においてはプラットフォーム労働者へのOSH法の適用性を確保している。他方で、アルゴリズムの透明性、情報への権利とデータ保護は、デジタル監視のようなアルゴリズム管理に関連したリスクへの曝露を低減する。一般的に、社会的保護と賃金の安定という観点からの最低基準の確立は、プラットフォーム労働に関連する不安定性に対処し、労働条件を改善するよう思われる。



訳注: OSH wikiは、オンライン百科事典で、EU-OSHA(欧州労働安全衛生機関)自身またはEU-OSHAからアクセス許可を得た独立した著者によって書かれた記事が含まれている。定義と分類、雇用の機会、OSHリスク、OSH悪化要因(雇用形態、アルゴリズム管理、孤立と社会的支援の不足、ワークライフバランス、雇用不安と不安定な収入)、規制上の課題のうち、最後の項目のみを訳出した。

※<https://oshwiki.osha.europa.eu/en/themes/digital-platform-work-osh-implications>

気候変動は世界の労働者の70%に深刻な健康被害をもたらす「カクテル」をつくり出す

2024年4月22日 国際労働機関 (ILO)

気候変動がもたらす健康被害には、がん、心血管疾患、呼吸器疾患、腎臓機能障害、精神疾患などがある。

ジュネーブ (ILO ニュース) - 国際労働機関 (ILO) の新しい報告書によると、世界の労働人口の70%以上にあたる「驚異的」な数の労働者が、気候変動に関連した健康被害にさらされる可能性があり、既存の労働安全衛生 (OSH) 保護は、結果として生じるリスクに追いつくのに苦労している。

報告書「気候変動下における労働安全衛生の確保」[次号で概要を紹介予定]によると、気候変動はすでに世界のあらゆる地域で労働者の安全と健康に深刻な影響を及ぼしている。ILOは、入手可能な最新の数字 (2020年) によれば、(世界の労働人口34億人のうち) 24億人以上の労働者が、仕事のある時点で、過度の暑さに曝露する可能性があると推定している。世界の労働人口に占める割合で計算すると、その割合は2000年以降、65.5%から70.9%に増加している。

さらに報告書は、過度の暑さに起因する2,287万件の労働災害により、年間1万8,970人の命と209万人の障害調整生存年が失われていると推定している。世界で2,620万人が職場の熱ストレスに関連した慢性腎臓病を抱えていることは言うまでもない (2020年の数字)。

しかし、気候変動が労働者に与える影響は、過度の暑さへの曝露だけにとどまらず、様々な危険な健康状態をもたらす「ハザードのカクテル」をつくり出していると報告書は述べている。

報告書は、がん、心血管疾患、呼吸器疾患、腎臓機能障害、精神的健康問題など、労働者の数え

きれない健康状態が気候変動と関連していることを指摘している。影響には以下が含まれている。

- ・ 16億人の労働者が紫外線に曝露し、非黒色腫皮膚がんにより年間18,960人以上の労働関連死亡が生じている。
- ・ 16億人が職場の空気汚染に曝露している可能性があり、年間86万人以上の屋外労働者の労働関連死亡につながっている。
- ・ 農業に従事する8億7,000万人以上の労働者が農薬に曝露している可能性があり、年間30万人以上が農薬中毒によって死亡している。
- ・ 寄生虫や媒介感染症への曝露が原因で、毎年15,000人の労働関連死亡がある。

「気候変動がすでに労働者に新たな健康被害をつくり出していることは明らかである」とILOのOSHチームリーダー、マナル・アジは言う。「これらの警告に耳を傾けることが不可欠である。労働安全衛生への配慮は、政策と行動の両面で - 気候変動への対応の一部とならなければならない。安全で健康的な環境で働くことは、ILOの基本原則及び労働における権利のひとつと認識されている。われわれは、労働の他のあらゆる側面と同様に、気候変動に関してもこの公約を果たさなければならない。

報告書はまた、新たな立法、規制、指針の改定または創設、労働環境におけるエネルギー効率対策などの - 気候緩和戦略の改善など、各国の現在の対応についても調査している。

※ <https://www.ilo.org/resource/news/climate-change-creates-cocktail-serious-health-hazards-70-cent-worlds>



ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



石綿安全大韓民国のための第3次石綿管理基本計画

2022年12月 関係部署合同

※「石綿安全大韓民国のための第3次石綿管理基本計画」(2022年12月関係部署合同)の大部分を、韓国石綿追放運動ネットワーク(BANKO)鈴木明・執行委員長の翻訳でご紹介する。2012年12月策定の第1次(2013~17年)、2017年12月の第2次(2018~22年)に続く、3回目の5か年計画で、目次は以下のとおり。

第1章 背景及び意義

第2章 与件及び成果

1. 国内政策与件/2. 国際動向/3. 政策成果/4. 限界及び示唆点

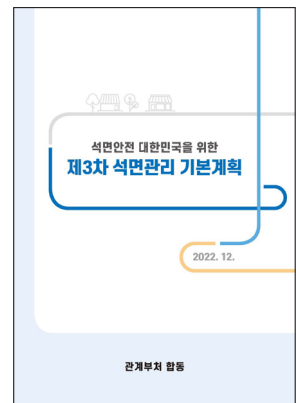
第3章 基本目標及び推進方向

第4章 分野別重点推進課題

1. 建築物石綿安全管理を高める/2. 石綿解体事業場の環境管理の実効性強化/3. 自然発生石綿分布地域の体系的管理/4. 石綿含有可能性及び石綿含有製品の管理強化/5. 石綿安全管理基盤整備及び科学的調査

第5章 推進日程及び所要予算

1. 推進日程/2. 所要予算及び財源調達あり方



第2章 与件及び成果

3. 政策成果

1 建築物石綿管理の強化

○建築物の累計及び利用形態等の管理の至急性により法律上の義務対象の拡大と安全診断事業の推進をとおして建築物石綿安全確保推進

ー石綿安全診断(2013~2017年)の結果反映、「石綿安全管理法」上の管理対象(塾1,000→430m²、保

園430m²→全体)拡大(2017~2018年)

* 保育園の41%(2,747か所中1,136か所)、塾の62%(2,045か所中1,280か所)で石綿確認

塾: 延べ面積1,000m²以上 371か所→延べ面積430m²以上 2,360か所、調査対象1,989か所追加
保育園: 延べ面積430m²以上 3,836か所→すべての保育園対象(延面積基準なし) 25,772か所、調査対象21,936か所追加

ー法的規模未満の脆弱階層(高齢者・児童・障がい者)利用施設については石綿安全診断サービス(5,739か所)提供(2018~2022年)

アスベストをめぐる世界の動き

<住宅スレートの年度別処理実績>

計	2011～2017	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年目標
295,393棟	133,602棟	26,547棟	28,261棟	38,936棟	35,047棟	33,000棟

- * 石綿資材の損傷がある場合の施設補修（819か所）及び石綿濃度測定（105か所）
- 石綿建築物への石綿地図の誤り点検及び管理実態指導・点検で石綿建築物管理の実効性強化（2018～2022年）
 - 民間建築物3,755か所、学校23,697か所の石綿地図を検証し、民間建築物515か所（13.7%）の石綿地図補完
 - * 公共建築物は機関別に自己確認、軍施設は年2回自己点検
 - 教育庁（2018年）、矯正施設（2019年）、国公立病院及び旅客自動車ターミナル（2020年）、大学（2020～2021年）、流通商店街（2022年）等、管理基準順守について合計901棟（10.1%）を点検し、91棟に過怠料・是正等の処置
- 石綿建築物安全管理者教育強化（2019年）及び石綿建築物管理委託許可（2018年）等、石綿建築物管理専門性強化
 - * 教育時間拡大（6→8時間）、教育履修期限短縮（安全管理者指定届出日より1年以内→3か月以内）、補習教育導入（2年毎）など
 - * 石綿管理の専門性を高めるため石綿調査機関等とおした委託管理の根拠をまとめる
 - 石綿建築物リスク評価方法改善*（2020年）、情報網とおした管理対象提出義務化（2022年）等、石綿建築物管理制度体系化
 - * 石綿建築物個別空間への評価漏れ防止のための評価単位調整、リスク評価方法及び処置事項関連告示統合とおし管理の便宜性を高める

2 石綿解体・除去作業の信頼性を高める

- 年次別計画により学校（教育部）、軍施設（国防部）の解体・除去推進
 - 学校石綿建築資材25,179,290m²（～2022年6月）、軍施設9,428棟*（75.4%、2019～2022年）石綿解体・除去
 - * 軍施設の石綿含有建築物の整備完了時期短縮（2026年→2025年）
 - 学校石綿モニタリング団運営及び休み期間の現場

指導・点検*等、学校石綿解体現場の安全管理推進（2018～2022年）

* 点検4,235校、違法事項の処分（過怠料、告発）27か所

○住宅スレート161,791棟（2011年以後、累積295,393棟）の処理支援（2018～2022年）

-脆弱階層対象、屋根改良費支援（2019年～、約1万棟）、小規模倉庫・畜舎（2020年～、1.2万棟）等、スレート処理事業拡大実施

-2013年、全国スレート施設物調査以降、より正確な現況把握のための全国スレート施設物実態調査再実施（2021年）

* 2013年の調査時に抜け落ちたスレート（34万棟追加）の確認により住宅処理計画変更（2030年→2033年まで）[上表参照]

○石綿解体・除去作業の完全管理規定改善

-石綿残滓物の確認・除去の義務化（2019年）、解体業者下請禁止及び解体事業場特別調査の根拠整備（2021年）など「産業安全保健法」の規定強化

-石綿解体作業監理者登録・評価及び評価結果公開制度導入（2020年）など「石綿安全管理法」の規定強化（2022年まで252か所評価）

-石綿解体事業場の周辺石綿飛散調査方法の改善

*（2020年、2022年、環境部）

* 飛散測定の主体分離（解体業者自己測定→調査機関測定）、飛散測定地点の現実化、等

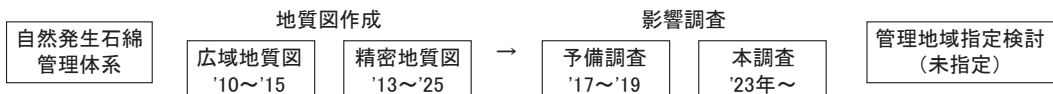
3 自然発生石綿のリスク管理強化

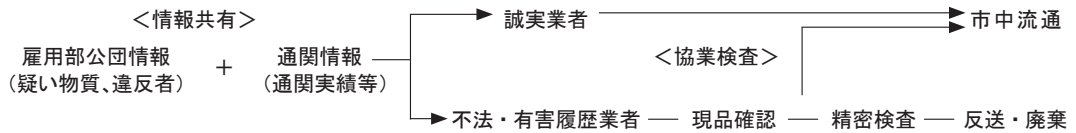
○広域地質図分析結果、自然発生石綿分布の可能性の高い17地域*について精密地質図作成

* 精密地質図作成対象：25か所）2か所進行中（～2023年）、6か所進行予定（2023～2025年）

-作成完了した広域地質図は国民に公開（2019年、石綿管理総合情報網）及び地理情報基盤サービス体系構築（2020年、環境空間情報サービス）

-自然発生石綿環境影響評価ガイドラインの取りまとめ（2018年）及び環境影響評価書作成規定のうち石綿調査関連規定の改正（2018年）、自然発生石綿標準





調査案取りまとめ（2020年）など地質図活用のあり方を高める

- 石綿分布可能性の高い59地域について予備調査（2017～2019年）結果を基に、リスクの恐れの高い本調査（影響調査）対象地域16か所選定（2022年）
- －本調査（影響調査）方法に関する現場適用性評価（2022年）[前頁下図参照]
- 鉱害防止事業により土壌復元事業が必要な廃石綿鉱山29か所のうち19か所復元完了（産業部、2018～2022年）
- －未復元7か所は工事予定（1か所）及び事業同意書請求中（6か所）

4 石綿含有可能物質、石綿含有製品の流通遮断体系を高める

- 石綿含有可能物質が安全に流通するよう通関現況調査、指導・点検、輸入体系改善など全過程の管理推進
- －石綿含有可能物質の取扱事業場への指導・点検（年中）を推進し1,164か所点検及び9か所摘発・処置（2018～2022年）[上図参照]
- －不法輸入確認のための通関実態分析（2021年）及び焼タルク流通実態調査並びに石綿含有可能物質HSKコード整備*（2022年）推進
 - * 石綿含有可能物質HSKコードについての細部コード新設
- 石綿含有製品の不法輸入・流通防止のための雇用労働部-関税庁の協業検査（62品目）、流通製品収集検査など持続してモニタリング実施
- －協業検査、不法輸入業者監督など通関段階で5年間6,569件検査、26件輸入遮断（雇用部、2017～2021年）
- －石綿含有可能性の医薬部外品原料（タルク）の石綿基準審査（不検出を設定するかどうか）及びタルク含有化粧品品の収集・検査（食薬処、2018～2022年）
 - * 医薬品2,044件、医薬部外品8件、化粧品43件（2018～2022年10月基準）
- －仁川市延寿区内の地上公園化マンションの全数（30か所）への造形石検査及び2か所回収措置（2021年）

5 持続可能な石綿管理基盤の構築

- 石綿の安全管理及び処理関連研究開発（R&D）を推進し、持続可能な石綿管理基盤構築
- －セメント焼成炉を利用した石綿廃スレートの無害化技術の開発*（2019～2020年）
 - * 白石綿を高温で熱分解し苦土カンラン石、がん火輝石などに変換
- －石綿含有資材の石綿含有量及び飛散石綿の直読式測定技術の開発（2016～2018年）
- －石綿と類似した性質を持つ繊維状鉱物質の分析及びリスク評価技術の開発（2018～2020年）
- 国内の石綿管理政策、石綿含有製品削減現況、石綿分析法など石綿関連政策及び技術の伝播（2019年、韓国→ベトナム）
- 石綿管理総合情報網の情報提供及び利用者便宜強化*で過去5年間の利用者数3倍増加（2013～2018年、年平均145,276人→2018～2021年、年平均448,949人）
 - * 石綿建築物検索サービス（2018年）、管理対象電算入力など行政サービス（2019年）、モバイルサービス（2020年）、自然発生石綿情報の地理情報基盤サービス（2020年）など

4. 限界及び示唆点

- 2009年石綿資材禁止以降、適正に管理されない石綿建築資材の破損及びリスク可能性の加速化
- 石綿安全管理法の管理対象は公共建築物、幼・小・中・高、不特定多重利用施設など一部に過ぎず、非対象建築物の石綿安全の恐れ
- 建築物石綿調査拡大、支援事業等、管理拡大のあり方をまとめる必要
- 監理人権限不十分、指導・点検の専門性不足、石綿モニター団の部分的（一部自治体）運用等、石綿解体工事監視体系が一部未作動
- 解体作業の品質を高めるため監理制を運営しているが、監理人の法的権限が不備（監理人が求めに応じない時の制裁方法が不在等）で、監理の実効性低下
- 特に学校は石綿解体工事が休み中に集中する点を考慮する時、内実ある工事のため管理・監督の強化必要

アスベストをめぐる世界の動き

- 自然発生石綿の管理地域の速やかな指定及び管理体系の稼働必用
- 工事時の飛散による住民健康被害防止及び飛散防止計画樹立等のため影響調査結果を反映した実際の地域管理体系に転換必要
- 石綿含有可能物質、石綿含有製品のモニタリング体系の補完必要
- 石綿含有可能物質未承認輸入事例を発見しており、直接購入など流通経路の多様化により石綿含有製品の流通の可能性増大
- 石綿含有造形石は輸入のみならず国内生産された

場合も多く、自然発生石綿管理体系と連動・管理する必要

<主要示唆点>

- ・石綿建築資材の老朽化により法的管理非対象建築物の管理体系整備の必要性台頭
- ・石綿解体除去作業場の安全と信頼性確保のため事業場監視体系強化必要
- ・自然発生石綿の恐れのある地域で実際の対策を推進できるよう管理体系の速やかな構築必要
- ・石綿含有岩石の流通実態把握及び石綿含有製品への管理体系再定立の必要性台頭

<2次基本計画課題別推進実績及び限界>

政策分野	管理課題	推進実績及び限界
I 建築物石綿の 安全性確保	①建築物石綿調査対象拡大	(成果) 塾及び保育園の調査対象拡大 (限界) 石綿調査非対象建築物の石綿安全憂慮
	②石綿建築物管理の体系化・専門家	(成果) 安全管理者教育強化、委託管理の根拠整備 (限界) 石綿建築物管理のずさんさ引き続き提起
	③石綿廃棄物及びスレート対策推進	(成果) 埋立施設拡充(2か所)、スレート撤去拡大 (限界) スレート完全撤去に対する要求増加
II 石綿解体除去の 信頼性高める	①石綿監理人制度改善	(成果) 登録・評価制及び補習教育導入 (限界) 監理人権限不足及び指定拡大不十分
	②石綿解体・除去事業場の管理透明性を高める	(成果) 学校点検4,235か所、学校石綿モニター団運営 (限界) 解体現場特別調査、現場実査未推進
	③石綿調査及び解体・除去の責任強化	(成果) 残滓物確認義務化、飛散測定合理化 (限界) 専門機関処罰規定不十分
III 自然発生石綿 科学的調査 及び公開	①自然発生石綿の化学的調査及び公開	(成果) 精密地質図17か所、予備影響調査59か所 (限界) 高濃度石綿分布地域管理不十分
	②地域に合わせた自然発生石綿管理	(成果) 広域地質図公開及び自治体配布 (限界) 影響調査及び管理地域指定不十分
	③開発地域の石綿管理強化	(成果) 標準条例案整備、廃石綿鉱山19か所復元 (限界) 地質図と環境影響評価の連携不十分
IV 石綿含有製品 流通遮断体系 公告化	①不法な石綿流通根絶	(成果) 石綿含有製品モニタリング及び26件遮断 (限界) 輸入製品など管理のすきま発生憂慮
	②石綿含有可能物質の全過程管理	(限界) 未承認類似輸入物質への管理不十分 (成果) 通関現況調査、事業場点検1,164か所
V 持続可能な 石綿管理基盤 構築	①実態石綿管理技術開発及び商用化拡大	(成果) 石綿無害化、直読式測定技術等開発 (限界) 固形(製品内)石綿分析技術等不十分
	②ICU基盤石綿管理強化	(成果) 石綿建築物検索等の総合情報網機能強化 (限界) 関連機関の情報網連携不足
	③リスクコミュニケーション強化	(成果) 情報公開(建築物、飛散、評価等)拡大 (限界) 石綿安全への漠然とした不安蔓延

第3章 基本目標及び推進方向

ビジョン	石綿管理死角地帯の発掘・解消で石綿からの国民の健康保護強化				
推進課題	1. 建築物石綿の安全管理を高める	2. 石綿解体事業場の石綿管理の実効性強化	3. 自然発生石綿分布地域の体系的な管理	4. 石綿含有可能物質及び石綿含有製品の管理強化	5. 石綿完全管理基盤準備及び科学的調査
細部推進課題	1-① 建築物石綿調査対象拡大及び管理死角地帯解消	2-① 石綿解体作業現場の管理体系強化	3-① 自然発生石綿管理地域の指定推進	4-① 石綿含有可能物質死角地帯解消及び流通体系管理強化	5-① 石綿安全定期実態調査の推進
	1-② 石綿調査の非対象建築物の管理及び支援強化	2-② 石綿解体作業専門機関の管理強化	3-② 自然発生石綿分布地域の開発行為の管理強化	4-② 石綿含有造形石への管理体系強化	5-② 石綿関連専門機関・人員養成及び技術開発
	1-③ 石綿建築物の管理体系高度化	2-③ スレート及び石綿廃棄物管理	3-③ 自然発生石綿分布地域のリスクコミュニケーション及びガバナンス構築	4-③ 石綿含有製品の管理体系再定立	5-③ 石綿管理総合情報網の機能改善及びコミュニケーション強化
推進戦略	<ul style="list-style-type: none"> 分野別目標と細部課題別連携性強化及び周期的推進実績管理 課題別主管(協助)機関の指定をととした責任管理推進 民・産・学・官が参加するガバナンスの活性化 体系的な研究、技術開発及び予算支援に関するロードマップ作成・管理 				

第4章 分野別重点推進計画

1 建築物石綿の安全管理を高める

1-① 建築物石綿調査対象の拡大及び管理の死角地帯解消

- ◇建築物石綿調査対象の段階的・持続的拡大推進
- ◇建築物石綿調査死角地帯解消をととしてきめ細かい石綿建設物管理
- 現況及び必要性
 - 一定規模以上の公共施設などについて建築物石綿調査が義務化され、調査結果石綿建築資材が50m²以上使用された建築物は、石綿建築物として管理*
 - * 安全管理者指定、リスク評価、室内石綿濃度測定など
 - 塾(1,000m²→430m²以上、2017年)、保育園(430m²→全部、2018年)など、建築物石綿調査対象は段階的に広がっており、
 - 建築物石綿調査規定を整備*し、建築物石綿調査対象に新規編入される建築物に対する規定死角地帯解消(2022年)

- * 用途変更、面積拡張などをととして建築物石綿調査対象になった場合、該当の建築物を使用可能にした日から1年以内に建築物石綿調査の義務となる
- 石綿建築資材が漸次老朽化しているが、石綿建築物として管理されている建築物は少数に過ぎず*、管理対象建築物数の拡大が必須

- * 石綿資材使用建築物、約195万棟と推定(2018年)、規制対象石綿建築物は約1%(2022年、19,497棟)

□細部推進課題

- 児童施設への建築物石綿調査の義務化推進(2023年～、環境部)
 - 石綿安全診断事業による石綿調査結果、児童施設873か所のうち58.0%で石綿建築資材使用が確認(2018～2022年)され、管理の必要性が高い
 - 地域児童センターなど児童施設は、安全管理強化のため延面積に関係なく(現500m²以上)建築物石綿調査対象に含めることを推進[次頁上表参照]
- 石綿建築物の死角地帯解消のための実態調査推進(2023年～、環境部)
 - (建築物石綿調査対象) 建築物石綿調査未実施建築物について全数調査を実施し、関連処分*及び石綿調査・リスク評価等、管理推進

アスベストをめぐる世界の動き

- * 2千万ウォン以下の過怠料
- (建築物石綿調査非対象) 石綿安全診断事業と連携し、石綿使用実態確認及び建築物石綿調査義務化の必要性検討
- 共同住宅石綿安全管理を高めるあり方まとめる (2023

- 年～、環境部、国土部、自治体)
- 公共賃貸住宅についての建築物石綿調査及び安全管理の根拠整備推進 (環境部) - 公共賃貸住宅等、共同住宅石綿管理ガイドブック制作及び配布 (環境部、国土部、自治体)

< 石綿安全診断現況 (2018～2022年) >

区分	小計	石綿建築資材使用		石綿建築資材未使用	
		か所	割合 (%)	か所	割合 (%)
合計	5,735	2,491	43.4%	3,248	56.6%
保育園	2,760	1,205	43.7%	1,555	56.3%
児童施設 (地域児童センター等)	873	506	58.0%	367	42.0%
高齢者施設	1,842	693	37.6%	1,149	62.4%
青少年施設	70	17	24.3%	53	75.7%
その他施設	194	70	36.1%	124	63.9%

□ 推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿安全診断支援事業拡大推進	1500						環境部
地域児童センター石綿環境改善支援事業持続推進	—						環境部
石綿安全管理教育・広報	400						環境部 国土部 自治体

1-② 建築調査非対象建築物の管理及び支援強化

◇ 石綿安全診断事業等をととした法的管理非対象建築物の安全を高める

◇ 法的管理非対象建築物についての教育・広報強化

□ 現況及び必要性

○ 建築物調査非対象施設については石綿安全診断事業をととした支援及び現況把握推進中 (2013年～)

- 過去5年間石綿安全診断5,739か所を推進し、2,491か所 (43.4%) の石綿建築資材使用を確認

- 石綿建築資材が使用された建築物の場合、安全管理コンサルティング、石綿資材の損傷補修 (817か所)、石綿濃度測定 (114か所) 支援

○ 社会福祉共同基金会 (宝くじ基金) の協業で石綿解体・交換を含めた地域児童センター環境改善支援事業推進 (2022年、約100か所)

< 機関別役割 >

環境部

- ・ 地域児童センター等の石綿調査情報提供
- ・ 優先支援対象選定方式コンサルティング

- ・ 事業担当者及び関係者教育、説明会支援
- ・ その他、石綿解体・除去事業推進時の技術コンサルティング

・ 環境分野新規事業のコンサルティング協力

社会福祉共同基金会

・ 企画財政部宝くじ基金管理協議

・ 事業遂行機関選定及び管理

・ 事業遂行教育支援及びモニタリング

・ 支援事業評価

・ 環境分野新規企画事業の諮問要請

○ 石綿安全診断事業の予算規模が零細 (2023年、22億ウォン) で、支援対象が狭い

- 「石綿安全管理法」非対象施設の管理主体の石綿認識が低く、安全管理のずさんさ憂慮

□ 細部推進課題

○ 石綿安全診断支援事業再編及び拡大推進 (2023年～、環境部)

- 石綿地図の誤り点検事業終了 (2024年) により石綿安全診断事業規模の大幅拡大推進 (年350か所→600か所)

- 石綿安全診断支援対象を多角化*し、余暇及び体力増進施設、衛生管理施設などへの安全診断推進(2023年～、環境部)
- * (既存)2017年以後、脆弱階層施設(児童、高齢者等)への支援
- 地域児童センター石綿環境改善支援事業持続推進(2023年～)
- 地域児童センターへの石綿解体及び交換工事(2023年、100か所)の持続推進(社会福祉共同募金会の

- 協業)及び2024年以後の事業延長検討
- 「石綿安全管理法」非対象建築物についての教育・広報強化(2023年～、環境部)
- 15年以上の老朽建築物について、石綿安全ガイドライン*制作・配布及び石綿安全管理映像並びにSNS、放送媒体等を活用した対国民広報推進
- * 建築物の類型別石綿含有の疑われる建築資材使用例示及び安全管理方法など

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿安全診断支援事業拡大推進	1500						環境部
地域児童センター石綿環境改善支援事業持続推進	-						環境部
石綿安全管理教育・広報	400						環境部

1-③ 石綿建築物管理体系の高度化

- ◇石綿建築物安全管理者の責任強化及び力量を高める
- ◇石綿建築物の管理実態について徹底した指導・点検推進
- 現況及び必要性
- 石綿建築物管理強化のため専門機関による石綿委託管理許容(2018年)及び安全管理者教育強化*(2019年)等、制度改善
- * 教育履修期限(1年以内→3か月以内)、教育時間(6時間→8時間)、補習教育導入など
- 石綿建築物管理基準順守について引き続き指導・点検を実施し、5年間、総計901棟点検のうち91棟(10.1%)過怠料処分
- 石綿地図の誤り確認(2018年)についての後続処置として、既に作成された石綿地図すべてに対して誤りの点検進行中(2019年～)
- 民間の石綿建築物は2024年まで5,717か所全数点検の予定で、学校石綿建築物は2022年までに23,697か

- 所検証完了
- 管理強化の努力にもかかわらず石綿建築物管理の不十分な事例が絶えず確認されており、国民の不安が続いている
- 第一線の指導・点検担当者(自治体)の周期的補職移動による専門性の憂慮が引き続き提起されている
- 石綿建築物の維持・補修作業や自然災害(火災・地震等)など様々な状況に対する石綿建築物管理マニュアルの未備
- 細部推進課題
- 石綿建築物指導・点検強化及び体系高度化(2023年～、環境部、自治体)
- 管理台帳の提出義務化(2022年)により、管理台帳データ学習をともし不適正管理が疑われる建築物抽出システムの整備(2023年～)
- 定期的な石綿建築物指導・点検、未履行者行政処分及び建築物安全措置をとおした管理強化(2023年～)
- 自治体担当者による指導・点検教育を導入(年2回)し、補職移動による管理空白の最小化(2023年～)

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿建築物指導・点検体系高度化	-						環境部 (自治体)
石綿建築物安全管理の力量強化	-						環境部 雇用部
石綿建築物石綿調査の誤り点検及び措置の持続推進	-						環境部

アスベストをめぐる世界の動き

- 石綿建築物安全管理の力量強化（2024年～、環境部、雇用部）
 - リスク評価、損傷補修等について安全管理者の実習型教育導入（2024年～）
 - 安全管理者の物理的活動範囲（地域、面積等）を考慮し、安全管理者一人当たりの管理範囲制限推進（2025年）
 - 石綿建築物維持・補修工事の類型別安全作業マニュアル（雇用部）及び自然災害（火災・地震等）時の

石綿建築物管理及び対応マニュアル（環境部）制作・普及

- 石綿建築物石綿調査の誤り点検及び措置の持続推進（～2024年、環境部）
 - 民間の石綿建築物石綿地図全数（5,717）に対する誤り点検の持続推進
 - 自治体等、公共機関の石綿建築物（1万）石綿地図の誤り点検督促及び点検実績確認

2 建築解体作業場環境管理の実効性強化

2-① 石綿解体作業現場の管理体系強化

- ◇石綿解体作業監理人の権限を強化し石綿解体現場の安全性を高める
- ◇監理品質、専門性向上で石綿解体現場の安全性を高める
- 現況及び必要性
- 石綿解体事業場の安全管理のため解体面積800㎡以上又は石綿含有吹付、耐火被覆材を解体する作業場に監理人*指定
 - * 石綿解体作業及び作業中の飛散測定、廃石綿保管等が石綿解体作業計画及び関係法令により適切に行われているか管理・監督
 - 監理人指定をとおし石綿解体現場への監視体系が構築されたが、監理人の実質的な解体作業管理権限は不足
 - 石綿解体作業監理人配置基準が解体規模に関係なく1人以上に管理されており、大規模解体事業場の安全管理に対する憂慮発生
- 監理人補習教育（2018年）、監理人登録・評価制（2020年）等の制度導入をとおした監理品質向上推進
 - 積極的な監理人登録督促をとおし752管理者が登録され、石綿解体現場管理中（2022年11月現在）
 - ただし、一部管理者が専門性不足、監理業務ずさん等の問題をみせており、監理人評価等級不十分の監理人割合が27%と高い状況
- 学校石綿建築物（～2027年、教育部）及び軍石綿含有建築物（～2025年、国防部）の全数解体予定だが、解体過程の安全性について憂慮発生
 - 学校石綿解体時、学校石綿モニター団を構成し監視・監督中だが、内実ある工事のためモニター団の専門性強化が必要で、解体時の廃石綿*保管規定等の混乱発生
 - * 原則的に保管倉庫に保管しなければならず、知事などが浸出水が発生しないと認めた場合などに例

外を認めるが、認定基準が不明確

- 軍石綿含有建築物は「石綿安全管理法」適用非対象で、国防部が独自に整備計画を樹立し解体進行中であり、徹底した管理が必須

□細部推進課題

- 石綿解体作業監理人の権限強化（2023～2024年、環境部、雇用部）
 - 石綿解体業者が、作業以前に監理人に作業計画書の検討を受ける規定*を補完し、解体計画の適正さを高める
 - * 「産業安全保健法施行規則」改正をとおし監理人の石綿解体作業計画書事前検討を明示
 - 監理人の解体作業是正・中止要請についての規定を補完し、監理人の現実的な作業管理・監督権限*強化
 - * 作業場周辺の石綿排出許容基準超過時（現行）の他にも、石綿解体業者が明白に法令を遵守しない場合などについての作業是正及び中止要請権限
- 石綿解体作業監理人の監理品質、専門性強化（2023年～、環境部）
 - 大規模石綿解体事業場（例：5,000㎡以上）に対する配置監理人数の拡大推進
 - 評価結果「不十分」の業者に対し大規模事業場監理の制限推進
 - 「石綿解体作業監理人評価等に関する告示」改正をとおした監理人業務力量評価項目新設等、監理人評価基準及び内容の実効性強化
 - * 実際、監理を行う監理人の業務力量についての評価項目新設等
 - 監理人の専門性を高めるため監理人補習教育（現行7時間の教育履修）に履修試験、シミュレーション教育課程等の導入検討
- 学校石綿建築物及び軍石綿含有建築物撤去過程の安全性を高める（～2027年、環境部、教育部、国防部）
 - 学校石綿モニター団に専門化参加督促・確認、既存マニュアル*補完及び教育強化（教育部）

- * 学校施設石綿解体・除去案内書
- 石綿建築資材500m²以上を解体する学校について「石綿安全管理法」、「産業安全保健法」等関連法令順守の全数点検推進(自治体)
- 石綿解体作業時に発生する廃石綿(指定廃棄物)

- の適正保管及び臨時保管関連規定の現実化(2024年、環境部)
- 軍石綿含有建築物の整備時に国防部-環境部の協力をとおし飛散測定、監理人指定等「石綿安全管理法」を準用し、解体現場の安全維持

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
監理人の権限強化	-						雇用部 環境部
監理人の監理品質、専門性向上	200						環境部
学校石綿解体の安全性向上	-						教育部 環境部
軍石綿解体の安全性向上	-						国防部

2-② 石綿解体作業専門機関管理の強化

◇石綿解体作業関連専門機関の教育及び制裁強化をとおし専門性、信頼性を高める

□現況及び必要性

○石綿解体の一連の作業(石綿調査、解体、作業場周辺・作業場の石綿濃度管理、等)は専門機関(石綿調査機関、石綿解体・除去業者、測定代行業者、等)により進める[下表参照]

○環境部、雇用労働部は、専門機関の専門性維持及び向上のため専門機関に対し周期的な評価、精度管理等を進める(2018~2022年)

-石綿環境センターに対する質的及び信頼性評価*実施

* 指定要件、事業実績(調査・分析、研究・技術開発)、精度管理(分析結果の信頼性)

-石綿調査機関について業務遂行実態評価及び制度管理を実施し、石綿解体・除去業者及び作用環境測定機関についても評価実施

○評価及び精度管理にもかかわらず低い制裁水準、解体作業の下請過程で過度な金額縮小によるずさんな事例発生

-低い評価等級を受けた機関への制裁水準が低く、廃業後に再登録(商号変更)をとおし処分回避の事例発生

-下請制裁規定の不在で、石綿解体作業の下請現況把握ができていない

□細部推進課題

○石綿解体作業関連専門機関制裁強化(2023年~、雇用部、環境部)

-違法事項への不利益回避を目的に廃業後、再登録(商号変更)する監理人に対する制裁手段整備(環境部)

-石綿解体作業届出書受理時、徹底した確認をとおして下請過程の工事金額の過度な縮小によるずさんな工事を事前防止(雇用部)

-下請現場の事前現場点検及び作業中の監督実施(雇用部)

○評価結果、下位等級の専門機関の正常化促進(2023年~、雇用部)

-安全性評価時に優秀等級を受けた石綿解除去業者に石綿過剰作業を発注するよう建設業界及び教育庁を強く指導(雇用部)

-安全性評価の不十分な業者の施行作業現場に対す

機関	管理体制	数
石綿調査機関	雇用労働部が指定	218(2022年9月現在)
石綿解体・除去業者	雇用労働部に登録	3,883(2022年9月現在)
作業環境測定機関	雇用労働部が指定	187(2022年2月現在)
石綿環境センター	環境部が指定	6(2022年6月現在)
室内空間汚染物質測定代行業者	環境部に登録	86(2022年6月現在)

アスベストをめぐる世界の動き

- る地方労働官署監督官の集中管理・監督(雇用部)
- 引き続き低い評価等級を受ける石綿解体除去業者の登録取り消し規定整備(雇用部)
- 専門機関従事者に対する教育及び精度管理の強化(2023年～、雇用部、環境部)
- 石綿解体・除去作業の安全性評価時、従事者教育

- 履修、能力開発現況等を反映し従事者の専門性向上を誘導(雇用部)
- 室内空間汚染物質測定代行業者の作業中の石綿飛散測定についての正確度、精密度を高めるため精度管理規定整備(環境部)

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
専門機関制裁強化	-						雇用部 環境部
評価結果の下位等級専門機関の正常化	-						雇用部
専門機関教育及び精度管理強化	-						雇用部 環境部

2-③ スレート及び石綿廃棄物管理

◇住宅スレート撤去規模を拡大し、住宅スレートのゼロ化推進

◇小規模畜舎・倉庫等への中長期撤去支援計画樹立

□現況及び必要性

- 全国的に2021年の残余スレートは総計95万棟分布
 - 住宅67%、畜舎5%、倉庫22%、工場1%、その他5%
- 政府は「スレート管理総合対策(2011～2021、関係部署合同)」及び「石綿管理基本計画」により2022年まで住宅スレートの約29万棟を処理
 - スレート処理事業の拡大のため2019年から脆弱階層を主な対象に改良費支援(約1万棟)、2020年度から小規模倉庫・畜舎(約1.2万棟)処理支援
 - * 2023年からハンセン氏病患者のスレート廃畜舎撤去・処理費支援(屋根以外の本体撤去等、自治体がハンセン氏病患者村の廃宿舍整備計画樹立後に推進)
- 2017～2020年度の年間石綿廃棄物発生量は約165千トン～198千トンで、学校石綿解体除去及びスレート

処理等により持続的に発生

- 石綿廃棄物の埋立施設は2か所が追加拡充(合計17か所)されたが、残余石綿埋立量は1,345千トン(指定廃棄物埋立施設)に過ぎず、埋立容量確保及び石綿廃棄物減縮の方法整備が至急

○廃石綿排出・処理時、飛び散る恐れがあるものと無いものの区分が難しく、固形化方式*の具体性が不足し、現場で論議の可能性がある

- *(例)①廃石綿のかげらが固形化対象なのかどうか、②粉じんやくずを必ず袋に入れたままで破碎しなければならぬのかどうか、③廃石綿のかげらなどを破碎した後に固形化することが適法なのかどうかなど

-廃石綿の排出・処理基準及び固形化方式の具体化をとおり廃石綿処理現場での論議解消の必要

□細部推進課題

- スレート処理事業の拡大推進(2023年～、環境部)
 - (スレート住宅) 2023～2033年まで40万棟(残余57万棟*の70%)を処理し、スレート住宅ゼロ化推進(物量増加で当初の計画変更、2030年→2033年まで処理完了)
 - * 17万棟(30%)は再開発、リフォーム等をとおして自

<全国スレート建築物現況(2021年調査基準)>

区分	計	住宅	畜舎	倉庫	工場	その他
全体(棟)	953,701 (100%)	633,625 (67%)	49,329 (5%)	210,682 (22%)	11,326 (1%)	48,739 (5%)

<住宅スレート撤去事業実績(棟)>

計	2011年 (モデル事業)	2012年～ 2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
293,102	2,372	131,230	26,547	28,261	38,936	35,047	30,709

然減少の予測

- (スレート倉庫・畜舎) 2023~2036年まで小規模(~200m²) スレート倉庫・畜舎14万棟(残余20万棟*の70%) 処理し、以後、面積・対象等の支援範囲拡大検討
- * 6万棟(30%)は再開発、リフォーム等をとおして自然減少の予測
- 生活環境整備事業等と連携したスレート処理拡大推進(2023年~、農林部、国土部、環境部)
- 生活環境整備事業(空き家整備、農村住宅改良、農漁村脆弱地域生活与件改造事業)等をとおしスレート屋根撤去拡大
- * 事業時機の連携等、関連機関(部署)協力強化、優秀事例の掘り起こし・伝播等で事業の効率性を高める
- 農漁村のスレート廃屋、空き家について積極的に撤去

推進

- * 自治体が「空き家及び小規模住宅整備に関する特例法(国土部)」により樹立した空き家整備計画と実態調査資料等を積極的に活用
- 石綿廃棄物埋立施設拡充及び廃石綿処理指針まとめ(2023年~、環境部)
- 埋立施設の容量不足が予想されることにより石綿廃棄物埋立施設追加拡充及び生活廃棄物埋立施設のあり方協議*等、埋立場確保対策の樹立
- * 石綿無害化技術の適用をとおし一般廃棄物として処理の可能性検討(安全性、費用効果性、住民認識度など)
- 専門化・業界との協議などを経て、廃石綿処理の段階別細部処理方式・基準を盛り込んだ「廃石綿細部処理指針(仮称)」をまとめる

<住宅スレート除去事業推進計画(案)>

年度	計	2011~2017年	2018~2022年	2023~2027年	2028~2033年
物量	690千棟	133千棟 (年間18.5千棟)	161千棟 (年間32.3千棟)	180千棟 (年間36千棟)	216千棟 (年間36千棟)

<小規模(~200m²)倉庫・畜舎スレート除去事業推進計画(案)>

年度	計	2020~2022年	2023~2027年	2028~2033年	2034~2036年
物量	151千棟	12千棟 (年間4千棟)	20千棟 (年間4千棟)	24千棟 (年間4千棟)	95千棟 (年間32千棟)

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
スレート処理事業拡大推進	445,000						環境部 (自治体)
生活環境整備事業等と連携したスレート処理拡大推進	2,500						環境部 (関係部署)
石綿廃棄物埋立施設拡充及び廃石綿処理指針まとめ	500						環境部 (自治体)

3 自然発生石綿分布地域の体系的管理

3-① 自然発生石綿管理地域の指定推進

- ◇自然発生石綿管理地域(1か所以上)指定で住民被害予防
- ◇自然発生石綿影響調査をとおし石綿可能性地域の管理推進
- 現況及び必要性
- 全国5つの圏域について自然発生石綿広域地質図(全国309図葉)を作成*、対国民公開(2019年)及び

環境空間情報サービス連携(2020年)

- * 忠清(2010~2011年)、江原(2011~2012年)、慶尚(2012~2013年)、京畿(2013~2014年)、湖南・済州(2015~2016年)
- 広域地質図を基に自然発生石綿が存在するか存在する可能性が高い地域について、自然発生石綿精密地質図作成
- 2013年から22地域を対象に17地域完了(~2022年)
- * 加平雪岳面、安東豊川面など8地域作成(予定)中
- 既存の作成対象地域の他、自然発生石綿のよるリス

アスベストをめぐる世界の動き

- クの可能性地域について精密地質図追加作成*必要
- * 洪城郡結城面、西部面、麟蹄郡西華面など
 - 広域/精密地質図を土台にした自然発生石綿予備影響調査をおし本調査のための調査方法及び規定等、影響調査方法補完(2021～2022年)
 - 今後、自然発生石綿影響調査結果のリスク判断基準及び管理地域指定時の効率的な管理のためのガイドラインをまとめる必要
 - 「石綿安全管理法」第14条による開発地域の石綿飛散防止等の管理地域を、現在まで未指定
 - 国民の被害可能性地域についての管理計画樹立・推進及び支援、開発事業の飛散防止計画施行、環境影響調査等のため管理地域指定の推進必要
- 細部推進課題
- 自然発生石綿精密地質図作成及び統一性補完(2023～2026年、環境部)
 - 精密地質図の優先作成対象地域(22のうち5地域)及び追加調査の必要性がある諸地域についての精密地質図作成(2023～2026年)
 - * 加平郡雪岳面、安東市豊川面(2022～2023年)、瑞山市大山邑、青陽郡華城面、忠州市鍾民洞(2023～2024年)、洪城郡結城面、西部面(2024～2025年)、麟蹄郡西華面(2025～2026年)
 - 既に作成された精密地質図の電算化及び活用度を高めるため精密地質図の表現方式の一致など統一性確保並びに図録にまとめた後の公開推進(2026

- 年)
- <自然発生石綿精密地質図>
- 自然発生石綿影響調査推進(2023年～、環境部)
 - 自然発生石綿影響調査(本調査)対象地域(16地域)の影響調査*推進
 - * (予備調査)本調査の必要性有無の調査(地域現況、地質特性について文献調査等)
 - (本調査)住民健康被害及びリスクの有無調査(空気・土壌・水の石綿濃度現況調査等)[下表参照]
 - 自然発生石綿影響調査(本調査)の進行のため調査方法及び関連規定(告示)補完
 - * 自然発生石綿による周辺影響有無の正確な確認のための測定方法確定及び曝露基準等の影響調査規定補完
 - 自然発生石綿管理地域指定のための細部判断基準及び管理地域指定時の効率的な管理のためのガイドラインのあり方をまとめる検討
 - 自然発生石綿管理地域指定推進(2025年～、環境部)
 - 影響調査結果、健康被害及びリスク可能性地域を対象に関係部署、住民、専門化の意見をまとめ、管理地域指定(最小1か所)推進
 - * 必要時、高濃度分布地域等速やかな管理対策樹立が必要な地域は優先調査実施
 - 自治体の管理計画樹立、開発事業者の石綿飛散防止計画書作成・施行、地域住民とリスク・コミュニケー

年度	精密地質図作成地域
2013	忠清北道堤川市水山面
2014	忠清北道堤川市徳山面、忠清南道洪城郡洪城邑
2015	忠清南道洪城郡九項面、金馬面、葛山面、弘東面(一部)、瑞山市高北面
2017	忠清南道青陽郡飛鳳面
2018	忠清南道洪城郡長谷面、弘東面(一部)、礼山郡光市面
2019	忠清南道洪城郡広川邑
2020	忠清南道保寧市梧川面、周浦面、清井面、泉北面
2021	忠清南道洪城郡銀河面
2022	京畿道加平郡雪岳面(進行中)、慶尚北道安東市豊川面(進行中)

<自然発生石綿影響調査(本調査)予想対象地域>

区分	1	2	3	4	5	6	7	8
地域	洪城郡 広川邑	洪城郡 葛山面	洪城郡 九項面	洪城郡 弘東面	洪城郡 長谷面	保寧市 泉北面	洪城郡 洪城邑	洪城郡 銀河面
区分	9	10	11	12	13	14	15	16
地域	加平郡 雪岳面	堤川市 水山面	堤川市 徳山面	洪城郡 結城面*	洪城郡 金馬面	洪城郡 西部面*	礼山郡 光市面	麟蹄郡 西華面

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
自然発生石綿精密地質図作成及び統一性補完	1,200						環境部 (自治体)
自然発生石綿影響調査推進	5,000						環境部 (自治体)
自然発生石綿管理地域指定推進	150						環境部

* 精密地質図未作成地域は精密地質図作成と同時に進める

3-② 自然発生石綿分布地域開発行為の管理強化

◇自然発生石綿高濃度分布地域の管理対策整備推進

◇分布予想地域の鉱山、採石場等の開発現況調査で体系的な管理基盤構築

□現況及び必要性

○既存の石綿分布調査結果、高濃度石綿分布地域は影響調査及び管理地域指定前でも即刻措置の必要性提起

○自然発生石綿分布地域の開発時、環境影響評価をとおり石綿の分布有無調査後、調査結果により開発事業進行の可否を検討するようにするが

- 地方環境官署・自治体において広域地質図の理解度が足りず、石綿調査が強制力なく開発敷地の石綿調査死角地帯の発生憂慮

○国内「廃石綿鉱山」、「石綿含有可能物質鉱山」は、産業部(韓国鉱害鉱業公団)が鉱害防止事業により復元及び適正復元の有無をモニタリング実施

- 復元及びモニタリング完了地域については環境部(流域(地方)環境庁長及び国立環境科学院)が事後環境汚染影響調査を進行

- 全国38廃石綿鉱山すべてに対し精密調査*完了、土壌復元**対象29鉱山のうち19か所復元完了、1鉱山(東亜4区域)工事予定

* (環境部) 29の鉱山調査完了、9の鉱山は範囲重複等で調査不必要

** (産業部) 残る9か所は、設計完了後の事業同意書請求中(6か所)、鉄道改良事業敷地編入で事業撤回(3か所)

- 滑石等の石綿含有可能物質鉱山は、一部調査が行われ、汚染確認鉱山の復元工事* 施行中

* (産業部) 復元検討対象14地域のうち復元完了(4か所)、進行中(2か所)、浄化不必要(8か所、浄化対象不在又は未開発地域)

- 復元は産業部(韓国鉱害鉱業公団)、事後環境汚染影響調査は環境部が進め、鉱山地域の汚染確認時に部分再施工を施行中

* (韓国鉱害鉱業公団) 環境部の事後環境汚染影響調査完了時に復元筆地への汚染モニタリング(土壌及び大気モニタリング)を実施中であり、事後環境汚染影響調査時に汚染が確認された場合、部分再施工を施行中

□細部推進課題

○自然発生石綿高濃度分布地域の管理対策整備推進(2023年～、環境部、自治体)

- 地質図等、既存の概略調査結果、高濃度(例:1%以上)の石綿分布地域について管理のあり方(案)* 整備(2023～2024年)

* 石綿分布確認及び濃度別、分野別使用・開発制限等

- 関係部署、自治体及び住民等の利害関係者の意見まとめ・協議及び関連機関の役割分担、患者現況考慮等をとおり管理対策確定、並びに施行(2024年から)

○自然発生石綿分布予想地域の鉱山及び採石場の開発現況基礎調査、並びに管理のあり方検討(2024年、環境部)

- 広域地質図上、石綿算出可能性が高い地域と精密地質図作成完了地域を対象に、鉱山及び採石場の開発現況基礎調査

- 該当地域内の造形石及び石材の石綿管理のあり方検討

○廃石綿(含有可能物質) 鉱山鉱害防止事業推進(2023年～、産業部)

- 廃石綿鉱山1鉱山(東亜4区域)の復元事業を速やかに完了(~2023年)

- 廃石綿含有可能物質鉱山の復元事業継続推進(2023年～)

○廃石綿鉱山鉱害防止事業地域の事後管理(2023年

アスベストをめぐる世界の動き

～、産業部、環境部)

- 自然発生石綿分布地域の廃石綿鉱山の事後環境汚染影響調査で石綿曝露が確認された場合について、明確な手続き及び調査事項検討

- 廃石綿鉱山事後影響調査の調査方法等、統一化のあり方検討及び指針により毎年滞りなくモニタリング並びに措置できるよう徹底した事後管理推進

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
自然発生石綿高濃度分布地域の管理対策推進*	400						環境部 (自治体)
石綿分布予想地域の鉱山及び採石場の開発現況基礎調査並びに管理のあり方検討	400						環境部
廃石綿(含有可能物質)鉱山の鉱害防止事業推進	-						産業部
廃石綿鉱山鉱害防止事業地域の事後管理	500						環境部 産業部

* 国費：地方費は5：5

* 廃石綿鉱山鉱害防止事業関連予算は本計画に未反映

3-③ 自然発生石綿分布地域のリスクコミュニケーション及びガバナンス構築

- ◇自然発生石綿地質図活用のあり方をまとめ実質的な安全管理推進

- ◇住民・専門家などが参加する地域石綿管理体系整備及び支援推進

□現況及び必要性

- 石綿地質図を環境影響評価等に活用するよう自治体などに配布し、石綿管理総合情報網(2019年～)、環境空間情報サービス(2020年～)をとおして公開

- 広域地質図の活用度を高めるため広域地質図改善事業(2016年)、全国自治体及び関連担当者説明会を施行後、配布し活用(2017年)

- 住民説明会等で地域住民などの理解度を高め一般公開実施(2019年)

* 一部自治体は住民不安、特産物販路遮断などを憂慮し当初公開に反対したが、巡回説明会等をとおして公開同意

- 自然発生石綿広域地質図等の公開による地質図活用のあり方及び持続的なリスク管理のあり方をまとめる必要

- 自然発生石綿広域地質図を公開しても地図の存在を認知できない又は具体的な活用の仕方、リスク管理のあり方が不存在

- 広域地質図等の活用度向上及び地域別活用のあり方検討の必要

□細部推進課題

- 自然発生石綿の広域、精密地質図活用のあり方まとめ

(2023年～、環境部)

- 自治体・流域(地方)環境庁に地質図を配布し、石綿分布地域に対する開発事業の管理等に活用(継続)

* 広域地質図の活用度を高めるため自治体等の業務担当者教育推進

- 地図の表現方式等の統一性確保と共に、既に作成された広域地質図についての統一性確保を併行推進

- 精密地質図の公開前に地域別質疑応答の資料集配布、地域別説明会・専門家諮問及び懇談会等をとおしリスクコミュニケーション実施

- 開発事業推進時に自然発生石綿分布の有無把握、事業敷地の正確な現況調査及び飛散管理に活用できるように地質図活用案内書整備(2024年)

* 地質図上、開発地域に自然発生石綿が存在する場合、工事時に石綿による周辺影響低減及び管理可能なように活用度検討

- 自然発生石綿分布地域の監理のあり方教育・広報(2025年～、環境部、自治体)

- 飛散程度のリアルタイム把握のための飛散測定結果の情報網入力及び住民お知らせサービス体系構築の検討

- 自然発生石綿分布地域別石綿の分布、飛散特性、行動要領及び管理のあり方について総合的な教育広報資料の制作等

- 自然発生石綿管理のガバナンス体系構築(2025年～、環境部、自治体)

- 地域別に地域住民・専門家(地質及び保健等)・専門機関・自治体が参加

- 地域別特性を考慮した地域別管理計画をまとめ、各

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
自然発生石綿の広域、精密地質図活用のあり方まとめ	500						環境部 (自治体)
自然発生石綿分布地域の管理のあり方教育・広報	800						環境部 (自治体)
自然発生石綿管理ガバナンス体系構築	—						環境部 (自治体)

4 石綿含有可能物質及び石綿含有製品の管理強化

4-① 石綿含有可能物質の死角地帯解消及び流通体系の管理強化

◇石綿含有可能物質の流通履歴管理、製品回収・検査等の管理強化

◇石綿含有可能物質管理の死角地帯（緑泥石、水滑石等）実態把握・管理強化

□現況及び必要性

○石綿を含有する天然鉱物質を石綿含有可能物質と指定・告示（滑石、蛭石、蛇紋石、海泡石）し管理体系整備（2012年4月、環境部）

* 「産業安全保健法」による石綿又は石綿含有製品についての管理だけでは、石綿の非意図的（不

純物として）含有鉱物質についての管理の限界
 -石綿含有可能物質を原料形態で輸入・生産時には、流域（地方）環境庁の事前承認（石綿含有1%超過は使用不可）後に流通
 -ただし、研究等の目的で少量輸入・生産される石綿含有可能物質についての例外規定の不存在により、研究機関等に負担として作用し、要請が引き続き提起される

○石綿含有可能物質と類似のHSK*コードを使用した不法輸入と焼タルクなど一部死角地帯への管理のあり方をまとめる必要

* 輸出入品目分類符号、Harmonized Commodity Description and Coding System of Korea

-併せて、体系的な石綿含有可能物質輸入管理のための関連機関別情報連携管理のあり方をまとめる必

<石綿含有可能物質のHSKコード改編案（関税庁、2022年11月）>

品目	HSコード	単位名	分類番号	内容
滑石	2526.10-0000	凍石と滑石（砕いていないもの、粉でもないもの）		
	2526.20-0000	凍石と滑石（砕いたり粉のもの）	1	粉末形態のもの
蛭石	2530.10-1000	蛭石	1	原石形態のもの
	6806.20-1000	はく離した蛭石	2	粉末又はその他形態のもの
蛇紋石	2516.90-9000	その外石碑用・建築用岩石（その他）	4	蛇紋石
	2517.49-9000	第2515号や2516号の岩石の塊、破片、粉（その他）	3	蛇紋石のもの
海泡石	2530.90-9099	別に分類されない鉱物（その他）	1	海泡石及びセピオライト
その他	3824.99-9090	調査粘結材、別に分類されない化学品と化学工業や鉛管工業による粗製品	1	石綿含有可能物質含む粗製品
			2	石綿含有可能物質を含まない粗製品
	2530.10-2000	真珠岩と緑泥石	1	真珠岩
			2	緑泥石

アスベストをめぐる世界の動き

要〔前頁下表参照〕

□細部推進課題

- 石綿含有可能物質含有製品の流通管理強化（2023年～、環境部）
 - 石綿含有可能物質を加工・変型する事業場の年間流通量調査*等、履歴管理推進（2023年～）
 - * 製品形態、製品名、流通所、流通量及び石綿含有量、所管部署等
 - 市場に流通中の石綿含有可能物質使用製品について回収・検査推進
- 少量（例：1トン未満*）石綿含有可能物質の輸入承認手続き整備（2023年、環境部）
 - 研究及び測定目的の少量（例：1トン未満）石綿含有可能物質について輸入承認手続き整備の必要性検討
 - * 具体的な範囲は追って決定（関係機関、専門化協

議等）

- 緑泥石、水滑石など管理死角地帯の石綿含有可能物質について実態把握及び管理強化（2023年～、環境部）
 - 石綿含有可能物質と類似のHSKコードを活用した輸入*に備えた死角地帯の掘り起こし及び点検強化
 - * 石綿分析義務がある蛭石のHSKコードの代わりに、通関可能性がありながら石綿分析義務がない緑泥石HSKコードを記入し輸入する場合等
 - 石綿含有可能物質輸入時、記載可能なHSKコードの死角地帯を引き続き掘り起こし、取締り強化
- 石綿含有可能物質管理情報の統合推進（2023年～、環境部、関係部署）
 - 石綿含有可能物質の効率的な管理のため関税庁など情報共有強化のあり方まとめる

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿含有可能物質含有製品の流通管理強化	1,000						環境部 (関係部署)
石綿含有可能物質少量（例：1トン未満）輸入承認手続き整備	200						環境部
管理のすきまの物質について実態把握及び管理強化	1,000						環境部
石綿含有可能物質管理情報の統合推進	400						環境部 (関係部署)

4-② 石綿含有造形石についての管理体系強化

◇石綿含有岩石の流通実態及び管理体系整備により管理の死角地帯除去

□現況及び必要性

- 石綿含有造形石は、採掘、積載、運送、研磨・加工などの課程で粉じんを発生させ、土壌及び大気汚染、石綿疾患等の誘発が可能
- 石綿含有造形石の流通とこれによる石綿曝露の論難が持続して提起される
 - （2010年）石綿含有岩石がソウル牛耳川などの河川で堤防、石垣に活用され大気中の飛散モニタリング等の措置
 - （2020年）石綿含有岩石が安養川、貞陵川、道林川などで堤防・石垣に使用され、石綿調査及び回収等の措置
 - * 未回収の石綿含有岩石は、ソウル市が周期的なモニタリング（2012年～現在）
 - （2021年）仁川地域のマンション造形石から石綿が検出され、延寿区内のマンション造形石の全数調査及

び回収措置

- 造形石など石綿含有岩石等への規定が曖昧で、調査・分析及び流通管理体系が定立されておらず、規定整備及び管理マニュアルの整備が必用

□細部推進課題

- 石綿含有造形石の使用管理実態調査（2024～2025年、環境部、関係部署）
 - 自然発生石綿地質図（広域、精密）と採石場等の情報を連動し、石綿含有可能造形石分布予想採石場の現況把握（2024年）
 - 採石場造形石、骨材等の石綿含有可能岩石の流通実態調査及び石綿含有造形石の管理のあり方*検討（2025年）
 - * 設置時期・流通形態別管理のあり方、濃度・風化段階別飛散防止ガイドラインの整備等
- 石綿含有造形石の事前予防的管理のあり方まとめ及び施行（2023年～、環境部）
 - 石綿含有造形石（岩石）の自己検査及び結果提出義務などを含む流通事前遮断体系及びマニュアル整備
- 学校石綿含有造形石の管理のあり方まとめ及び推進

(2023年～、環境部、教育部)
 -学校所在の石綿含有造形石の使用及び流通実態調査(2023年)

-教育部、地方教育庁と協議し、学校石綿含有造形石の管理のあり方検討推進

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
採石場等、石綿含有造形石の使用管理実態調査	800						環境部 (関係部署)
石綿含有造形石の事前予防的管理のあり方まとめ・施行	50						環境部
学校の石綿含有造形石管理のあり方まとめ・推進	400						環境部 教育部

4-③ 石綿含有製品の管理体系再定立

◇部署間の管理範囲明確化及び規定整備により死角地帯防止

◇プレーキパッド等の石綿含有可能性のある製品についてはモニタリングを持続

□現況及び必要性

○石綿及び石綿含有製品(石綿重量比1%超過)の使用等は、全面禁止(「石綿安全管理法」、「化学物質登録評価法」、「産業安全保健法」及び関連告示等)

* 1997年青石綿・茶石綿、2003年アクチノライト・アンソファイト・トレモライト、2006年白石綿

* 2007年石綿セメント製品と自動車用石綿摩擦製品、2009年国防用など一部除外の全製品、2015年以後、石綿重量1%超過製品の全面禁止[下表参照]

○しかし、石綿使用が許された国から輸入品に石綿含有の可能性があり、石綿含有製品流通の死角地帯確認の必要

-また、各法令別石綿禁止規定の混在により、現場の混乱の恐れがあり、部署協力をとおした規定整備及び石綿製品流通遮断網の構築必要

□細部推進課題

○石綿使用・禁止関連管理体系の整備(2023年～、環

<石綿含有製品関連規定及び管理範囲>

区分	禁止内容	備考
石綿安全管理法	石綿と石綿含有製品、他法令等で規定する場合その法令適用	非意図的含有製品(造形石)の管理
産業安全保健法	石綿と石綿含有製品禁止(試験・研究用例外)	事業場、意図的含有製品
化学物質登録評価法	禁止物質(青石綿他5種、試験・研究用例外、制限物質(白石綿))	禁止・制限対象指定
化学物質管理法	禁止・制限物質取扱制限	-
化粧品法/薬事法	石綿又は石綿含有タルク	化粧品等の管理
自動車管理法	制動装置石綿	自動車の管理

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿使用・禁止関連管理体系整備	150						環境部 雇用部 食薬処
石綿含有の恐れのある製品への持続的なモニタリング	1,300						環境部 雇用部等

アスベストをめぐる世界の動き

境部、雇用部、食薬処)

- 現行の各法令別石綿*及び石綿含有製品の管理体系分析及び改善のあり方をまとめる研究推進 (2023年、環境部)

* 「石綿安全管理法」、「産業安全保健法」、「化学物質登録及び評価に関留守法律(化評法)」など

- 関係部署と協議し、石綿含有製品関連の管理範囲具体化及び石綿関連用語の統一*など規定の整備 (2024年～、環境部、雇用部、食薬処等)

* 滑石/タルク、トレモライトなど

○ 石綿含有の恐れのある製品について持続的なモニタリング (2023年～、環境部、雇用部等)

- 過去、石綿が使用された製品群(プレーキパッド、石綿含有ガスケット等)については周期的な回収検査推進 (環境部、雇用部、食薬処)

- 石綿使用が許された国から輸入される石綿含有製品について、通関検査等のモニタリングを引き続き強化 (環境部、雇用部、食薬処、関税庁協業)

5 石綿安全管理の基盤整備及び科学的調査

5-① 石綿安全定期実態調査推進

◇ 石綿含有製品、石綿建築物等、分野別提起実態調査を実施し、体系的な石綿管理基盤構築

□ 現況及び必要性

○ 「石綿安全管理法」による法令履行の現況把握とおした国民健康の保護強化及び関連計画の樹立・推進のため徹底した実態調査必要

- 石綿や石綿含有製品の利用・管理、自然発生石綿の分布地域管理、建築物及び石綿解除去事業場の石綿及び周辺環境管理、等

- 3年毎の定期調査と随時調査実施後、調査結果の公開

○ この間、石綿管理分野別に必要により随時に実態調査を行ってきたが、定期調査計画による体系的な調査不十分

- 今後、含有疑いの製品、曝露の恐れのある事業場、石綿死角地帯など、石綿曝露予防のため体系的で総合的な定期実態調査の遂行必要 [上表参照]

□ 細部推進課題

○ 石綿関連定期実態調査推進計画の樹立検討 (2023年、環境部)

- 法令履行の現況把握及び体系的な政策整備・支援のため石綿含有製品管理分野、範囲、優先順位等、中長期調査計画の樹立検討

* オートバイのプレーキパッド、造形石など石綿含有製品の回収・調査、石綿調査未対象建築物の石綿使用有無及び管理実態調査、等

- 学界・専門家・利害関係者参加の懇談会(フォーラム)等の構成・運営により多様な意見を収斂及び綿密な調査計画樹立

○ 分野別石綿定期実態調査推進 (2023年～、環境部)

- オートバイのプレーキパッド等、石綿曝露が憂慮される

< 石綿実態調査(随時)事例(2013年～) >

年度	分野	内容
2013	スレート	スレート屋根建築物の現況
2013	石綿含有製品	冷蔵庫、二輪自動車等の製品
2014	石綿含有製品	プレーキライニング・パッド
2014	石綿造形石	安養川、道林川など16地域
2015	石綿含有製品	プレーキライニング・パッド
2018～2022	石綿建築物	教育庁、矯正施設等石綿建築物の現況*
2021	スレート	スレート屋根建築物の現況

* 教育庁(2018年)、矯正施設(2019年)、国公立病院及び旅客自動車ターミナル(2020年)、大学(2020～2021年)、流通商店街(2022年)など建築物随時調査

□ 推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿関連定期実態調査推進計画樹立推進	100	■					環境部
分野別石綿定期実態調査推進	2,500	■					環境部

石綿含有憂慮製品についての実態調査の優先推進
(2023年)

—今後、定期調査推進計画により分野別、優先順位別
実態調査及び調査結果の公開推進

5-② 石綿関連の専門機関・人材養成及び技術開発

◇石綿関連の専門人材及び石綿環境センターの力量
強化

◇類型別特性情報構築等、既存研究の活性化で科学的
石綿管理基盤構築

□現況及び必要性

○「石綿安全管理法」により石綿環境センター（第33
条）、石綿解体作業監理人教育機関（第30条）、石綿
建築物安全管理者教育機関（第24条）等を運営

—「産業安全保健法」では、石綿調査機関及び石綿解
体除去業従事人材の教育に関する規定（雇用労働
部告示第2015-40号）

○この間の取り組みで、石綿関連専門機関及び人材に
ついての需要は充足したが、石綿業務遂行について
の専門性及び信頼性は期待に及ばず

—専門の石綿機関である環境部指定の石綿環境セン
ターの能力活用が不十分なので、石綿環境センター
の活用及び専門性高度化のあり方をまとめる必要

—管理人の教材改編及び教育機関教材の統合で監
理人教育を強化し、監理人登録・評価制を実施して
管理人の専門性は確保

○海外の石綿分析傾向検討及び石綿基礎研究の活
性化必要

* 多様な曝露環境での石綿分析・測定方法の精密
化及び分析人材の能力向上等

□細部推進課題

○環境部指定石綿環境センターの力量強化のあり方を
まとめる(2023~2024年、環境部)

□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
環境部指定石綿環境センター力量強化のあり方まとめ	100						環境部
石綿関連専門人材養成	850						環境部 (関係部署)
基礎石綿研究活性化	1,000						環境部 (関係部署)

5-③ 石綿管理総合情報網の機能改善及び意思疎
通の強化

◇使用者中心の情報網活用の便宜性向上、SNS等活
用し広報の積極的推進

—廃石綿の安全で経済的な処理等のための調査・研
究、技術開発及び石綿の管理・処理等と関連した事
業推進検討

—効果的な自然発生石綿影響調査の進行のための石
綿環境センター*業務分担のあり方をまとめる(2023年
～、環境部)

* 「石綿安全管理法」施行令第19条による自然発生
石綿影響調査機関

—石綿環境センターの評価結果、分析能力の不備など
石綿環境センター運営力量が足りない時、業務停止
処分等の管理規定補完

○石綿関連専門人材の養成(2023年～、環境部、関係
部署)

—監理等、石綿業務の専門性向上のため、監理人、石
綿調査及び分析専門家、学校石綿モニター団専門
化など人材プールの整備及び活用のあり方検討

—専門のセミナー、カンファレンス、ワークショップなど
の開催をとおした専門的な情報共有及び先制的改善対
策をまとめるための専門委員会の構成

—採取試料の性状(固形試料/土壌・製品、大気試料、
活動根拠試料)及び分析機器別の分析方法教育プ
ログラム整備等、分析力量の強化(環境部)

○基礎石綿研究の活性化(2023年～、環境部)

—国内主要自然発生石綿分布地域の石綿種類、発生
特性等の基礎特性情報の構築(環境部)

—固形石綿含量基準強化基礎研究、製品内石綿分析
モニタリング技術開発の推進(環境部)

—石綿飛散防止又は固着化等の石綿建築資材管理
の技術開発検討(環境部)

◇関係部署の情報管理システムとの連携をとおした機
能改善

□現況及び必要性

○2011年から石綿管理情報の統合管理を目的に「石綿
管理総合情報網(<https://asbestos.me.go.kr>)」を構

アスベストをめぐる世界の動き

- 築及び運営
- 建築物石綿調査結果、安全管理者情報、石綿建築物管理台帳*、監理人登録・指定現況など、自治体等の石綿関連業務に活用
 - * 管理台帳記録方式が既存は手書き作成、石綿管理総合情報網入力中
 - 選択する方式から石綿管理総合情報網入力へ一元化(2022年)
 - また、国民の知る権利保障のため、石綿解体・除去事業場現況及び石綿飛散程度測定結果など、石綿関連情報を総合的に提供
 - * 石綿広域地質図を情報網に公開しているが、一般国民の活用度は低い
 - 石綿解体事業場及び建築物管理等、情報に対する国民の公開要求とコミュニケーション強化の必要性は持続的に増加
 - 再開発・再建築現場など大規模石綿解体事業場の石綿調査結果の未公開による事業者、住民間の対立、石綿建築物管理の不信等
 - 国民の石綿についての理解不足により石綿管理の適正性に対する誤解及び漠然とした不安蔓延
 - * 石綿調査規模未満の小規模施設への診断及びコンサルティング拡大要求
 - 石綿解体作業届出情報は雇用労働部の「労使ヌリ」へ、学校石綿建築物情報は教育部「ナイス」へ登録されており、情報の連携不十分
 - 「労使ヌリ」へ届出された石綿解体作業の届出内容のリアルタイム連携(自治体)及び「ナイス」にアップロードされる学校石綿建築物情報の連携必要
- 細部推進課題
- 石綿管理総合情報網の機能拡大及び活用の便宜性を高める(2023年～、環境部)
 - PC及びモバイルUI改善をとおした自治体担当者、国民の石綿管理総合情報網活用環境の改善

- 石綿建築物関連ビックデータ*分析をとおした石綿管理政策推進方向をまとめる
 - * 石綿建築物リスク評価結果、石綿濃度測定結果、トレンド分析など
- 石綿建築物管理台帳の石綿管理総合情報網アップロード方法のマニュアルを制作し、石綿建築物所有者、安全管理者の管理台帳作成を支援
- 自治体担当者対象の石綿管理総合情報網の活用教育を持続的に推進
- 石綿管理総合情報網内の石綿含有可能物質情報の統一化及び活用のあり方まとめ(2024年、環境部、関税庁)
 - 石綿含有可能物質の通関関連総合情報網内の石綿環境センター入力資料、関税庁の入力資料間の不一致項目について統一化及び活用のあり方まとめ
- 関連機関の情報通信網の連携をとおした事業場情報及び管理台帳管理の効率性を高める(2023年～、環境部、雇用部、教育部)
 - 「石綿管理総合情報網(環境部)」-「労使ヌリ(雇用部)」のリアルタイム連携をとおした自治体業務効率の増進及び作業情報のリアルタイム公開
 - 「ナイス(教育部、教育行政情報システム)」と連携し、学校石綿建築物情報、管理台帳の連携
- 石綿関連説明会開催、大衆媒体・SNSなどを活用した石綿情報公開及び広報推進(2023年～、環境部、関係部署)
 - 石綿建築物についての細部情報を石綿総合情報網をとおし公開、石綿教育教材、広報物及び動画制作・配布
 - 自然発生石綿管理地域、高濃度分布地域、石綿被害健康影響調査結果多数の患者分布地域などリスク管理が重要な地域を対象に、リスク低減のあり方を進め、並行して安全管理説明会などコミュニケーションを強化



□推進日程及び投資所要

課題名	所要予算 (百万ウォン)	日程					主管 (協力)
		2023	2024	2025	2026	2027	
石綿管理総合情報網の活用便宜性を高める	500						環境部 (自治体)
石綿含有可能物質情報の統一化及び活用	-						環境部 官税庁
「労使ヌリ」、「ナイス」の連携	200						環境部 雇用部 教育部
石綿情報公開及び広報推進	500						環境部 (関係部署)

インドネシアにおける勝利！

International Ban Asbestos Secretariat (IBAS), 2024.5.1

インドネシアの市民団体活動家は、市民を有毒なアスベスト曝露から守る画期的な突破口を開いた。現在、同国の最高裁判所のウェブサイトに掲載されている通知（写真右）によると、2023年12月に独立的な社会消費者保護研究所（LPKSM）、消費者擁護団体であるYasa Nata Budi財団、OSHネットワークのための地域イニシアティブ（LION）が提出した請願は認められた。その結果、国内で販売されるすべてのアスベスト含有製品には、インドネシアの公用語であるバハサ語による警告ラベルの表示が義務付けられることになった。

このニュースについて、LIONのスルヤ・フェルディアン・ディレクターは、すべての関係者によってコンプライアンスを確保するためにフォローアップ戦略を実施すると述べた。彼は、「インドネシアの人々は、自国で販売されている製品に有害物質が含まれ

ているかどうかを知る権利がある。われわれは、アスベストに対する意識を高めるため、この判決に関する一般の人々への普及キャンペーンを実施する予定である。裁判所の判決は、すべての国民を致命的なアスベスト曝露から守るためのキャンペーンにおいて極めて重要な瞬間である」と話している。

また、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（IN A-BAN）のコーディネーターであるムハンマド・ダリスマンは、最高裁の決定を歓迎し、このニュースの公衆衛生上の重要性を強調した。

「われわれの要求を認めたことで、裁判官は、労働者だけでなく、一般市民や消費者の生命を守る上で大きな飛躍を遂げた。政府とすべての関係当局は、裁判所の判決を実施するために迅速な行動をとることが不可欠である。すべてのアスベスト含有製品に、現地の言葉で警告ラベルを遅滞なく貼



6 P/HUM/2024	
Status : Perkara telah diputus, sedang dalam proses minutasinya oleh Majelis	
Pengadilan Pengaju	:
Nomor Perkara Pengadilan Tk. 1	:
No Surat Pengantar	:
Jenis Permohonan	: P/HUM
Jenis Perkara	: TUN
Klasifikasi	:
Tanggal Masuk	: Selasa, 2 Jan 2024
Tanggal Distribusi	: Selasa, 13 Feb 2024
Pemohon	: DHICCY SANDEWA, DIK
Termohon / Terdakwa	: MENTERI PERDAGANGAN REPUBLIK INDONESIA;
Ketua Majelis	: Dr. H. Yulius, SH., MH.
Anggota Majelis 1	: HJ. LULIK TRI CAHYANINGRUM, S.H., M.H.
Anggota Majelis 2	: Dr. H. Yodi Martono Wahyunadi, SH., MH.
Panitera Pengganti	: ANANG SUSENO HADI, S.H., M.H.
Tanggal Putus	: Selasa, 19 Mar 2024
Amar Putusan	: KABUL PERMOHONAN HUM
Tanggal Minutasinya	:
Tanggal Kirim ke Pengadilan Pengaju	:
Link Dokumen Putusan	:
Keterangan	:
Ihtisar Proses Perkara	
Usia Perkara : 42 Hari	
Lama Memutus : 36 Hari	

付し、ラベルのない製品は販売を中止しなければならない」。

背景

2023年12月に請願書が提出されたばかりであることを考えると、最高裁の迅速な対応は注目に値する。Yasa Nata Budiのレオ・ヨガ・プラナタは、訴訟の動機について次のように述べた。

「正しい情報を得る権利は、消費者としての社会の基本的な権利であり、アスベスト企業による組織的な殺人からインドネシア国民を守るため、最高裁がこの権利を司法審査で認めることを切に望む」。

LIONアスベストプログラムのキャンペーンコーディネーターであるブブン・スペンディは、同僚の意見に同調してこう付け加えた。

「アスベストは発がん性のある物質であり、廃棄物であると認識されている。アスベストは厳格にK3L（安全・安心・健康・環境）製品[消費者保護を目的とした登録制度]であるべきである。使用方法や危険シンボルに関する明確な情報ラベルが必要である。人に危害を加える可能性のある事業者はそれを防止しなければならないし、国民もそれを理解しなければならない」。



2024年3月19日、最高裁判所は請願が認められたことを確認した：Amar Putusan（決定発表）：Kabul Permohonan（申請許可）-別掲最高裁判所ウェブサイトからの裁判所命令の18行目による。

※<http://www.ibasecretariat.org/as-lka-victory-in-indonesia.php>

インドネシア：新たなアスベスト禁止

Union Aid Abroad APHEDA, 2024.5.31

新たなアスベスト禁止：ジャカルタ保健事務所が住民の安全のために殺人粉じんを禁止

われわれのアスベスト禁止キャンペーンが、インドネシアで再び大きな勝利を収めた。ジャカルタ保健事務所が、住民への深刻な健康リスクを理由に、住宅におけるアスベストの使用禁止を宣言したのである。

ジャカルタ[特別]州保健局のDwi Oktavia氏によると、アスベストには発がん性物質が含まれており、炎症や肺がんなどの病気を誘発し、住民に重大な危険をもたらす。「アスベストが住民の病気を誘発する可能性があるため、アスベストの使用禁止が適用される」と、彼は述べた。

この画期的な出来事は、インドネシアの最高裁がすべてのアスベスト含有物質に健康警告表示を義務付けたことに続くものである。[前掲記事参照]とくに屋根や天井に広く使用されているにもかかわらず、アスベストは現在、公衆衛生を守るための取り締まりに直面している。

OSHネットワークのための地域イニシアティブ（LION）インドネシアのディレクターであるスルヤ・フェルディアンは、この取り組みに拍手を送るとともに、禁止措置の実施と公衆保護を確実にするため、ジャカルタ政府による規制支援が緊急に必要であることを強調した。

インドネシアのキャンペーン・パートナーであるLIONと、このキャンペーンを支援するインドネシアの全ての労働組合の皆さん、アスベスト関連疾患から労働者と消費者の命を守るための素晴らしい活動、おめでとう。

Australian Aid (DFAT)、ASSEA、IBAS、オーストラリアの労働組合からの支援により、アスベスト関連疾患に反対するわれわれのキャンペーンは勢いを増し、すべての人々にとってより安全な未来への道を開いている。



※<https://www.apheda.org.au/new-asbestos-ban-jakarta-health-office-prohibits-the-killer-dust-for-resident-safety/>

スペイン・カタルーニャ州における進展

International Ban Asbestos Secretariat (IBAS), 2024.5.10

2024年5月7日、カタルーニャ州政府 (Generalitat de Catalunya) は、カタルーニャ州全体に残る致命的で長期にわたるアスベストの遺産に対処するための法案を承認した。当局が実施した調査によると、カタルーニャ州の947市町村のうち、アスベスト問題を抱えていないのはわずか2市町村のみである。アスベスト根絶法案が最終的に議会で批准されれば、建物や施設からのアスベストの適時かつ安全な除去が促進されることになる。欧州連合のスケジュールでは、2028年までに公共建築物からアスベストを除去し、2032年までにEU内の他の場所からアスベストを除去することが勧告されている。

カタルーニャ州では、アスベストセメントが400万トン、その他のアスベスト含有資材が6~3万トンあると推定されている。アスベストの使用、製造及び流通は2001年に禁止されたが、この有毒物質の多くは残っている。これらの製品のほとんどは、1960年代から1980年代後半にかけて設置されたもので、耐用年数に達しているか、またはそれに近づいている。「このため」、法案は、「カタルーニャ州アスベスト根絶委員会は、アスベスト根絶のための国家計画を通じて、アスベスト問題の安全な管理を命じ、その除去を可能な限り速やかにスピードアップさせるために必要な規制上の枠組みの開発を促進することに合意した」と指摘している。

この法案は、カタルーニャ州のすべての行政機関による調整のとれた行動を優先させるだけでなく、「それ (アスベスト曝露) が人々の健康、動物及び環境に及ぼす有害な影響」を含む、この地域の有害な遺産の多面的な側面に対処する。政府の行政部門によって推進された法案の条項は、「アスベスト含有物質の所在確認を促進し、除去作業を管理する人々と一般市民の安全と健康を保証し、アスベストへの曝露に起因する健康問題を抱える人々への適切なケアを確保する」対策を求めている。新たな法的枠組みの条項の中に、医療能力を構築し、医療へのアクセスを改善し、アスベスト関連疾患に苦しむ人々への支援を確保するための措置が含まれていることは注目に値する。

2024年5月7日に発表された声明で、カタルーニャ州のペレ・アラゴネス首相は、この画期的な法案の採択につながった「市民団体、社会団体、町内会、自治体、社会的エージェント、カタルーニャ州政府の様々な部局の献身と関与」に感謝した。首相が称賛した関係者の連合が、切望される変化を求め続けることを願うばかりである。アスベスト撲滅法案の成立は、早ければ早いほどよい!



※<http://www.ibasecretariat.org/lka-making-progress-in-catalonia.php>

賛助会員、定期購読のお願い



全国労働安全衛生センター連絡会議 (略称: 全国安全センター) は、1990年5月12日に設立された各地の地域安全 (労災職業病センター) を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワーク。月刊誌「安全センター情報」は、ここでしか見られない情報満載。

- 購読会費 (年間購読料): 10,000円 (年度単位 (4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

会社に2800万円の賠償命じる 熊本●司法は解決引き延ばしを厳しく断罪

4月24日、アスベストユニオンの組合員、支援者、そして多くのマスコミが詰めかけた熊本地方裁判所502号法廷。日本冷熱（長崎市）と日本冷熱天草工場（天草市）を被告とする損害賠償訴訟の判決日である。

被告席に代理人の姿はなく、傍聴席にも日本冷熱関係者の姿もない。開廷前に着席した3人の裁判官は、13時10分の時刻を確認し判決文を読み上げた。「主文、被告らは、原告に対し、連帯して2772万円及びこれに対する平成28年3月98から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」。法廷に笑顔が広がった。完全勝利といえる内容である。

これまで何度も報告しているが、日本冷熱の元従業員である山崎勝利さんは振動障害と肺がんを発病し、どちらの病気も労働災害であると認定されている。ふたつの災害苦を被ったにも関わらず、会社からの謝罪も補償もないため、2020年3月に山崎さんからアスベストユニオンに相談が寄せられた。団体交渉を通じての解決を求めたが、会社が不誠実な対応を繰り返したため、2021年5月に日本冷熱（長崎市）と日本冷熱天草工場（天草市）を被告とする損害賠償訴訟が始まった。

判決文では、まず山崎さんの石綿粉じんへの曝露について、長崎の造船所への派遣時における保温工事の際と、天草工場におけるFRP製品の製造時に石綿を含むパテを使用したこと、そしてFRP製品の研磨・切断作業において石綿に曝露したことを認めた。

次に、山崎さんの振動作業への従事と程度については次のように判断した。「原告は、相当期間にわたって振動作業に従事し…FRPが相当程度の硬度を有する素材であることから作業時には振動工具を強く握る必要があるとうかがわれる」として、約15年間振動に曝露したと認めた。

そのうえで被告らの安全配慮義務違反について、石綿については「石綿に対応した防じんマスク等の支給や石綿の危険性に対する安全教育等を実施しなかった」とし、振動作業についても「防振装置を付けた振動工具や防振手袋の支給、振動作業の時間の管理や作業方法の指導、暖房設備や温水供給設備を備えた休憩室の設置等をしなかった」とし、「これらの義務を怠った」と判断した。そして、被告らの安全配慮義務違反と原告の肺がん発症と振動障害発症との相当

因果関係を認めた。

こうした認定に基づき、原告の肺がん罹患及び振動障害による損害を2800万と認めただうえで、原告に喫煙歴があるため損害額より1割が減額された。その際に弁護士費用の1部が認められ、被告が賠償する総損害額を2772万円と判断した。

日本冷熱は、何度も話し合いにより解決する機会があった。2020年6月に団体交渉を申し入れ、神奈川県労働委員会の斡旋により2020年11月に初めて交渉が行われたが、会社は出席せず代理人を通じて「裁判で判断が示されたらそれに従う」という態度であった。そのため、神奈川県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行ったが、この件についても2022年5月に、ユニオンへの救済命令が出された。この時も、ユニオンとして団体交渉を申し入れ話し合いによる解決を求めたが、会社は中労委への再審査の申し立てを行った。中労委においても和解に向けての立会い団交が行われたが、会社側は、山崎さんへの補償問題については訴訟の判断を見守るという態度であった。

そうした中で訴訟も大詰めを迎え、2023年1月に裁判所から原告・被告側双方へ和解が打診された。原告・ユニオン・弁護団で検討し遅延損害金を放棄し、喫煙減額も甘受し、2600万円の和解案を提案した。しかし会社側は、この時も和解を拒否。2023年11月に証人調べが行われた後、裁判所から原告・被告双方に和

解の意向について打診がなされた。その際も、会社側は和解の席に着くこともなく拒否したのであった。

会社は何度も解決の機会があったが、その度に拒否し判決に至った。そして、2772万円に年5分の遅延損害金を合わせた金員を払えという判決が出たのである。現時点で、遅延損害金を含め被告が賠償する総損害額は約3900万円となる。

ユニオンは地裁判決を受けての団体交渉を申し入れており、5月24日に長崎において開催されることが決定している。補償制度の創設と従業員への健康診断の実施を求め、そして、早期解決に向けて取り組んでいきたい。

(アスベストユニオン)

本日はたくさんの皆さんにお集まりいただき、ありがとうございます。

判決において、私の主張が認められ、本当にうれしく思います。これも弁護団の先生方や支援していただいた皆様、そして、私の訴えに関心を寄せていただき報道していただいたマスコミの皆様のおかげだと思えます。

日本冷熱に対して、最初に労働組合を通じて話し合いを申し入れてから、本日の判決までに長い時間を要しました。会社は、話し合いにより何度も解決する機会がありながら、それを選択しませんでした。

裁判において証言してくれた同僚は、証言に立った翌月の昨年末に亡くなりました。私の妻も、今回の判決を聞かないまま今月

初めに亡くなりました。二人に勝利判決を直接伝えるとができず本当に残念です。

会社はこれ以上争いを続けず、裁判所の判断に従って欲しいと思います。そして、私以外に

も日本冷熱においてはアスベストによる被害者がいますので、その人たちのためにも会社は企業補償制度を設けて欲しいと思います。



(原告・山崎勝利)

運用状況と問題点の検討 建設アスベスト給付金●改善申し入れも必要

2021年5月17日の建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受け、同年6月9日、建設アスベスト給付金法が成立してから3年になります。

建設アスベスト給付金制度は、未提訴被害者について、国との関係で、司法判断を反映させた高水準の賠償を行政手続により簡易・迅速に図るもので、建設アスベスト訴訟の大きな成果です。

厚生労働省は、2022年1月19日から建設アスベスト給付金制度を完全施行。2024年3月末までの審査件数は6,864件、うち6,653件(97%)が認定されました。

当初は情報提供サービスの申請から認定まで1年近くかかっていましたが、最近では2~3か月で認定されています。新築工事や改修・解体工事だけでなく、工場内の配管・保温メンテナンス作業などを含め、多くの労災認定者が簡易迅速に救済されており、本来の法制度の趣旨に沿った運用がようやく始まったと言えます。

また、給付金法における請求

権者が限定されているため、法定相続人である甥、姪らが国賠訴訟を提起せざるを得なくなったケースについては、2024年3月11日に神戸地裁で和解が成立しました(2023年11月号56頁参照)。

もともと、労災認定を受けていない一人親方等、情報提供サービスを利用できない通常請求の事案では、審査に長期間を要しているのが実態です。施行開始から2年余りの間に不認定も90件に上っており、その多くが通常請求事案と予想されます。繰り返しの追完指示による請求断念も懸念されるため、今年2月に当弁護団や安全センターの皆さんと49件のケース検討会を行いました。以下では私見も交えながら、運用上の問題点をご紹介します。

●労災(不認定)記録があるのに

労災申請したものの労働者が認められず労災不認定となり、石綿救済法認定のみとなったケースでは、労災段階で作業内容や曝露状況が調査されていま

すので、厚生労働省が自ら保有する労災記録を検討すれば速やかに給付金認定できるはずです。にもかかわらず、請求者側から労災記録の抜粋を提出して初めて認定されたケースが複数ありました。労働者性が認められず労災不認定となった被害者については、情報提供サービスと同じように労災記録を活用すべきです。

●情報提供サービスにおける一人親方等期間の不考慮

労災認定者でも、情報提供サービスで一人親方や個人事業主期間が考慮されず「非該当」とされたため、やむなく通常請求したケースがありました。労災認定上の曝露期間が給付金対象期間の10年に満たないため期間減額された肺がんのケースも複数ありました。中には労災申請時とまったく同じ資料を追加提出して満期認定されたケースもあり、情報提供サービスの判断に疑問が残ります。

現在は通達（令和5（2023）年2月15日付労災発0215第1号）により、一人親方等の期間の作業内容等についても、労災調査において把握した場合は調査票に記載することとされ、これが情報提供サービスの際の重要な情報となるとされています。また、以前は、調査結果復命書のみを根拠に情報提供サービスの判断をしていたようですが、現在は聴取書など添付資料も検討することとされています。今後、運用改善が徹底されているか注視する必要があります。

があります。

なお、一般論として、労災段階でどの期間まで遡って調査すべきか、例えば給付金の対象期間外である2005年以降の曝露のみで労災認定できるケースで、（給付金認定を見据えて）それ以前の曝露歴も調査すべしと言えるのかは、迅速な労災認定との兼ね合いで悩ましい問題です。

●不当な過剰立証の要求

ねんきん定期便を提出しているのに被保険者記録照会回答票の追加提出を求められたり、建設組合の特別加入歴証明書や工事契約書を提出しても、石綿曝露作業に従事した証明にはならないとか、被害者本人が作業を行った証明にはならないなどとして、追加資料の提出を求められたケースなど、明らかに不当な追完指示もありました。マニュアル通りの対応がある程度やむを得ないことは理解できますが、給付金担当者のスキルアップや運用状況の検証が必要です。

●事業主等への照会と回答

多くのケースでは、就業歴等の証明書を作成した事業主や同僚、施主等に、厚生労働省からあらためて照会書を送付しているようです。

この場合、石綿使用なしや不明との回答があっても適切に認定されるか注意が必要です。そもそも建設作業員自身に石綿建材使用の認識がないケースも多く、事業主の場合は責任追及を懸念する可能性も考えられます。

石綿建材の製造販売期間は客観的に明らかですから、その期間の建設作業従事歴を確認すれば良く、石綿使用なしや不明との回答は重視すべきではありません。労災段階においても同じことが言えますが、少なくとも給付金における照会書の質問項目について再検討が必要ではないでしょうか。

●水道配管工の情サ非該当

道路（地面）下の石綿セメント管の補修・取り替え作業は、深さ1～2mの狭い穴の中での作業で、屋内と問じように粉じんが滞留します。そのため、石綿セメント管を取り扱った水道配管工についても国の責任が認められ、大阪2陣訴訟では2名が国と和解しています。

ところが、屋外作業であるとして、情報提供サービスで「非該当」とされたケースがありました。同種事例の裁判例があることについては、2023年4月に建設アソシエーション全国連絡会から厚生労働省に申し入れしましたが、その後の「非該当」ケースも判明しています。

●客観資料のないケース

客観資料がなく、被害者本人ないしは親族のみが同僚の通常請求事案が複数ありましたが、いずれも認定に至っておらず、不認定となったケースもありました。

給付金の審査方針は、「具体的な判断に当たっては、とくに就労歴や喫煙の習慣等について、その立証が容易でない場合も想

定されるので、同種事例の裁判例も踏まえて、関係者の証言や申述等の内容が、当時の社会状況や被災者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて、明らかに不合理でない場合には柔軟に事実を認定する」としています。本人や親族の陳述書でも信用性が高いケースがあり、審査方針に従った運用が求められます。

また、親族以外の第三者の協力が得られたケースでも、その方

自身の社会保険記録など客観資料が求められることがあります。現実にはそこまで協力が得られるとは限りません。この点も柔軟な運用が必要です。

今後も安全センターの皆さんらと立証方法の工夫・情報共有を図り、厚生労働省との協議・改善申し入れも検討したいと考えています。



大阪アスベスト弁護士会

弁護士・伊藤明子（ひょうご労働安全衛生センター4月号）

あまりに遅いコロナ障害認定

愛知●症状固定後も治療継続の実態

介護事業所で働いていた70代のAさんは、2020年7月に新型コロナウイルスに感染し、肺炎を発症したことから名古屋市内の病院のICU（集中治療室）で治療を受けた。同年8月に退院したものの、倦怠感や関節痛、微熱、手の痺れ、頭皮の痒み、湿疹、胸痛、息苦しさなどの新型コロナウイルス感染症の症状で通院をしていた。

2020年9月に名古屋北労働基準監督署に新型コロナウイルス感染症で労災認定されたAさんには、休業補償給付が支給されていたが、2023年7月、労働基準監督署より、「あなたの症状について調査した結果、今後治療を継続しても明らかな医療効果は期待できないとの医学的所見により、

令和5年8月末日をもって症状固定（治療）と認定し、認定以降は療養補償給付を行わないこととなりますのでお知らせします」との「症状固定（治療）の認定について」という標題の通知が届いた。

Aさんは、主治医に後遺障害診断書を作成してもらい、9月末頃に障害補償給付請求書を労基署に郵送したものの、いまだに障害等級の決定がされていない。後遺障害に関する主治医診断書には、強い倦怠感や両肩、両膝の関節痛、皮膚の湿疹などについて記載されていた。なお、現在にいたるまで本人への労基署の聴取も実施されていない。

全国安全センターの厚生労働省交渉を通じて、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関

する障害等級決定については、全件、本省協議になっていることを把握しているが、Aさんが2023年9月に障害補償給付の請求をしてすでに半年が経過しており、時間がかかりすぎていると言わざるを得ない。

東京労働安全衛生センターが昨年末に行った東京労働局との交渉において、「新型コロナの罹患後症状に関して、障害補償を認定した件数と、どのような症状をどのような等級で認定したのか、決定内容の傾向を回答してほしい」という質問をしたところ、東京労働局からは、「（東京労働局管内では）障害補償の給付件数は4件ある。すべて本省協議の上での決定。倦怠感、痛み、しびれ、頭痛などの症状について障害認定したもの。障害等級へのあてはめとしては、いずれの症状も『神経症状』にあてはめて判断している」という回答を得たことを、同センターから情報提供を受けている。

Aさんは、現在も新型コロナウイルス感染症の治療で通院を続けている。新型コロナウイルス感染症で労災認定され療養し、症状固定後、健康保険で療養を続けなければならない患者さんは多く存在すると考えられることから、厚生労働省が健康管理手帳を交付し、月1回ないし2回の受診や投薬などを労災が打ち切られた患者さんに認めるアフターケア制度の導入など、救済措置の創設が必要なのではないか



（名古屋労災職業病研究会）

ワクチン副反応の労災補償

厚生労働省●国会質問からQ&A改善へ

5月13日、衆議院の決算行政監視委員会第三分科会で、立憲民主党の阿部とも子議員が新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応について質問した。4億3600万回接種で、副反応疑いが3万7051件、うち重篤なものが8,988件、死亡は2,193件と報告されている。


阿部議員の質問によって、早速厚生労働省はホームページの労働者の方向け新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aを改善することになった。

具体的にはまず、「4 労災補償」の問10の回答に「なお、上記の医療従事者等・高齢者施設等の従事者以外の労働者に係るワクチン接種については、当該ワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、事業主からの業務命令によるものか否かなどを調査した上で、労災保険給付の対象となるか判断することとなります」を追記した。

また、問12の回答として、「予防接種健康被害救済制度における給付を受けていたとしても、労災保険給付を受けることは可能です。／問10に示した考え方に基づき、労働基準監督署において、労災保険給付の対象となるかを調査し、判断することとなります」を新設した。

企業の方向けQ&Aの「5 労

災補償」の問10及び問12の回答も同様の内容になった。

新型コロナウイルス感染症による労災はもとより、医療従事者以外でもワクチン接種による副反応で労災がうけられることもあると厚生労働省に明示させたのは大きな成果だ。

(東京労働安全衛生センター)

技能実習生が石綿除去作業従事

移住労働者行動●入管法改悪にも反対

3月10日、上野公園水上音楽堂をスタート地点に、移住労働者の春闘行動「マーチインマーチ2024」のデモと集会が行われた。

この「マーチインマーチ」(移住労働者の生活と権利のための3月行動)は、1993年から、移住労働者の労働相談や組織化に取り組む労働組合や労働団体、市民団体などが中心となって行われている、毎年3月恒例の取り組みである。

今年も、全統一労働組合、全国一般労働組合東京南部、神奈川シティユニオン、そして私たち東京安全センターなどで構成する実行委員会の呼びかけで開催され、約250人の参加者があり、多くの移住労働者が上野の街で声を上げた。

現在行われている通常国会において、技能実習制度から育成就労制度へと変更する入管法改正案の提出が予定されて

いる。技能実習制度はこれまで、人権侵害が多発し、「現代の奴隷制」「人身売買」と批判されてきた。政府は、この制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新制度「育成就労制度」を創設するとしている。

しかし、予定されている新制度の中身は、技能実習制度の看板の掛けかえにすぎない。相変わらず、移住労働者を「労働力」というモノと見なし、転籍の自由(職業選択の自由)や家族帯伺を認めないまま、ひとつの職場に縛りつけて奴隷労働を温存し、数年で帰国させる(使い捨て)というあり方をまったく変えないつもりなのである。さらに政府は、今回の法案において、永住許可の資格取り消しの範囲を拡大するという法改悪も予定している。将来的に予想される永住者の増大を防ぎたいという狙いがあるとされており、きわめて排外主義的な政策



である。

いまや日本経済の現場は、多くの移住労働者によって支えられている。移住労働者は私たちの同僚であり、隣人である。しかし、政府や経済界は、彼ら彼女らを使い捨ての「労働力」と見なし、日本に定住する「人間」として扱わないという方針をかたくに維持しようとしている。

今年のマーチンマーチでは、こうした政府の動きに焦点を当て、「私たちは奴隷ではない」「永住許可の取り消しに反対します」「自由に移動し働ける自由を」といったプラカードを掲げ、「インターナショナル」や「ベンセレーモス」（南米の革命歌）などを歌いながら、上野の街をデモした。そして、デモ解散地点の御徒町公簡では、中南米、ベトナム、ビルマ（ミャンマー）、アフリカなど、様々な国・地域にルーツを持つ労働者がアピールし、移住労働者の生活と権利のために連帯して声を上げた。

デモの翌週の3月12日、マーチンマーチの一環として、法務省や厚生労働省に対する省庁交渉が行われた。省庁交渉は一日がかりで、「技能実習・特定技能」、「労働」、「医療・福祉・社会

保障」、「難民・収容」、「永住取消」とテーマを分けて行った。東京安全センターでは、主に「技能実習・特定技能」「労働」の分野に出席し、現場の実態を指摘するとともに、政策の改善などを求めた。とくに「労働」分野の省庁交渉では、技能実習生が建設現場で石綿除去作業に従事させられている問題を指摘した。

近年、「塗装職種（建設塗装作業）」などで来日した技能実習生が、石綿除去作業をやらされている、という問題が広がりつつある。東京安全センターに寄せられた相談でも、建設塗装の業務に従事するという事前説明を受けて来日したベトナム人の技能実習生が、来日後にはじめてアスベスト除去作業（吹き付け石綿の除去など）に従事することを知らされ、石綿除去の現場に入っていた。そして、事業主が石綿除去作業に必要ないまま、安全教育の修了証を本人たちに交付していた。

一方、厚生労働省は、こうした実態をきちんと調査しないまま、「曝露防止措置や安全衛生教育を講じた上で、適切に技能実習が行われていると考えている」

として、技能実習生が石綿除去作業に従事するとについては問題ないという姿勢を示している。今回の交渉でも、厚生労働省は、こうした回答を繰り返した。

また、石綿除去作業については、離職後に国から「石綿健康管理手帳」を受けとり、日本国内の医療機関で石綿健康診断（無料）を受けることができる制度がある。厚生労働省に対し、「母国に帰国した技能実習生は、この制度をどうやって利用すればいいのか」と質問したところ、「離職後に母国に帰国をした者に対する健康管理手帳の交付や母国での健康診断の実施は、困難です」との回答だった。

つまり現状では、石綿除去作業がもたらす健康上のリスクについて、日本人労働者は離職後も石綿健康診断を受けられるが、母国に帰国する外国人労働者は制度の対象外となり放置される。この厚生労働省の回答は、露骨な命の差別を黙認しつつ、人手不足の建設現場に外国人労働者を送り込もうとするものである。参加者からは、「それでは技能実習生の使い捨てではないか」と怒りの声が上がった。

今回の省庁交渉では、技能実習の対象業務としての石綿除去作業をただちに禁止してほしい、と繰り返し要求したが、厚生労働省はそれを受け入れず、議論は平行線に終わった。命の差別、命の使い捨てを許すわけにはいかない。今後、この問題を追及していく。

（東京労働安全衛生センター）



石綿作業期間2か月でも認定

神奈川●47年後に石綿肺がんで死亡

2024年3月7日の読売新聞夕刊で「石綿作業2ヶ月『労災』47年後 肺がんで死亡」の記事が掲載された。本件は、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会で支援をした事案である。

事案の経過概要

- ・ 傷病名：肺がん
- ・ 傷病発生日：2016年8月(当時64歳)
- ・ 被災者死亡日：2017年2月
- ・ 労災請求日：2022年2月(横須賀労働基準監督署)
- ・ 労災認定日：2023年2月
- ・ 被災者遺族居住地：茨城県内

石綿ばく露歴

被災者は、昭和40年代の約2か月間、自動車製造関連会社において、自動車の製造作業で吹き付けなどの高温環境での作業に従事した。

労災認定までの経緯

被災者及び家族は、肺がん発症後、主治医に対してアスベストの関連性について質問をしたが、喫煙歴等を理由に否定された。

その後、被災者は死亡し、妻が労災請求及び石綿健康被害救済制度の申請(2022年4月)をした。2022年10月、石綿健康被害救済制度で認定がされた。理由は、「広範囲の胸膜プラーク所

見」が認められたことによるもの。

他方、労災請求における審査では、地方労災委員は胸部X線写真及びCT画像から石灰化を伴う胸膜プラーク所見は認めたものの、認定基準に定める「広範囲の胸膜プラーク所見」があるとは認められなかった。労災認定基準を満たしていなかったために、厚生労働省本省での協議事案となった。

本省協議の結果として、明らかな胸膜プラーク所見が認められること、及び約2か月間、自動車製造作業に従事して高濃度の石綿粉じんにはばく露していたと考えられると判断されて業務上疾病(労災認定)と判断された。

本件をめぐる意義と問題

本件は、労災認定基準を満たしておらず、石綿ばく露期間も2か月というきわめて異例の状況で認定された。ご遺族が労災請求等を検討されたのは被災者の死亡後で、石綿ばく露に関する内容も十分にはなかった。

本件では、石綿救済制度への申請を同時にしていたことで、労災請求の審査とは異なる「広範囲の胸膜プラーク所見」が確認されたことが大きな影響を与えたと考えられる。

労災制度でも、石綿救済制度

でも、肺がんについて認定の根本的な考え方(発症リスク2倍があれば認定する)は同様である。したがって、仮に本件を労災不認定としてしまった場合は、双方に基準は違うものと同じ考え方で運用している石綿救済制度の判定基準及び審査のあり方を否定することになる。そのような理由から、やや異例のかたちで認定されたと思われる。なお、労災認定では認定基準を満たさないものは認めてはいけないとはなっていないので、運用上は問題ない。

被災者の傷病発生と労災請求等には少しあいだが空いている。いくつか理由があるが、ひとつは主治医からアスベストとの関連性を否定されたこと。もうひとつは、肺がんをはじめ、アスベスト疾患を発症した患者と家族にとって最も優先することは「治す」ことであり、被災者死亡後も遺族にとっては家族を失ったことを受け入れるにあたり、精神的な困難が大きく、「普通の日常」を取り戻すだけでも大変だったことなどが挙げられる。

そのような事情から、本件は労災認定となったが、被災者が受給すべきだった休業補償と請求人に請求の権利があった葬祭料は請求時効となってしまった。

このようにアスベスト疾患などでは、様々な事情からすぐに労災請求ができない方もいる。本来、そのような事情を考慮して、時効等の扱いについては被災者救済の観点から柔軟に取り扱われるべきである。しかし、現行制度では本件のような取り扱いがされて

しまうので、お心当たりのある方
は早めにご相談いただければと
思います。
(患者と家族の会)

石綿労災認定事業場名公表 全国●例年より多かったフォローすべき案件

遅い報告になるが、2023年12月も石綿ばく露作業による労災認定事業場の公表にあわせて、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会による全国アスベスト健康被害ホットラインが、12月14日・15日にわたって実施された。

今年も関西を中心に報道してもらえたおかげ、当センターだけで100件を超える相談が寄せられたが、一方、マスコミの関心が薄れ、読売新聞を除き、事業場一覧を掲載する全国紙がなくなってしまうことはたいへん残念である。これまでは、一覧から勤務歴がある事業所を見つけて自らの体調不良の原因と結びつける方からの相談が少なからずあった。ウェブ上で公開する、というのが現代の一般的な方法かもしれないが、新聞の一面を使った一覧は、ウェブ画面のスクロールや検索とは異なる気付きがあるし、紙面全体を使う迫力はウェブでは到底出すことはできない。それでも毎日新聞が石綿被害に対する救済活動の特集記事を組んでくれたおかげで、読者からの反響も大きく、相談につながったこともあり、来年も同様に社会的に重要な案件を伝えていきたい。

さて今回は、建設アスベスト給付金制度がはじまって、自分や家族の肺疾患と石綿を結び付け相談される方が増えてきた、という特徴がみられた。この傾向は、被災者や家族に補償をするだけでなく、石綿被害の全容を把握するうえでも重要である。とくに救済制度のみを利用していた方やご遺族からの相談は多く、職歴で建設業に従事していたことが明らかなことから、環境再生保全機構から案内が届いたことが発端となっている。職歴をうかがうと、やはり労働者性は否めず、あらためて遺族特別給付の請求をすることになった事案、労災講求を行うべき事案などが目立つ。

また、石綿健康管理手帳を取得されていて、目立った自覚症状のない方の相談も複数みられる。普段の検診では肺がんや中皮腫といったすぐに治療を要する疾病と比較して見逃されやすい石綿肺所見もあるかもしれない。この場合は、胸部レントゲン写真やCTをお預かりして石綿肺所見の有無を確認する。重度の石綿肺所見がみられるものは少ないものの、石綿肺が疑われる案件は積極的にじん飾管理区分申請につ

なげていきたい。

今回のホットラインでは、国家公務員の中皮腫事案について相談があった。被災者は、中皮腫の原因は石綿であるとは聞いていたものの、業務で石綿に直接的なかかわりはなかったと思っていたためこれまで気にとめていなかったが、「建設アスベスト」、「吹き付け」という言葉を耳にした元同僚が、50年以上前に被災者と一緒に石綿吹付作業があった施設の建設に立ち会い、吹き付け現場に入場したということ思い出した。その施設の吹付材除去の記録も入手し、常時業務で立ち入る施設でもあり、今後当時の仲間を総動員して証明にあたろうという話に進展している。

建設アスベスト給付金の対象期間に建設作業に従事していなくても環境省から建設アスベスト給付金の案内が送られてくる人もいて、あらためて業務上外の認定を受けるべく労災請求をするきっかけになる。発症時にはすでに引退をしている、自営業であるなどを理由に労災請求をしていなかったが、建設作業従事者は、ある程度の期間を親方の下で修業したのちに独立するものの、独立後もその実態は労働者であることが少なくない。加えて中皮腫であれば、労働者期間が1年あれば業務上認定を受けることができることから、労災保険を請求することが本筋であることも多いのではないだろうか。フォローすべき案件が例年以上に多く、適切な救済につなげていきたい。

(関西労働者安全センター)

悪質苦情加害者を告訴へ

韓国●公務員労組は対策強化を要求

■長時間労働であるほど自殺率が高く

経済的な困難に長時間労働と過度な労働強化が自殺率と自殺衝動比率を高める要因になるという国策研究機関の診断が出た。

2月19日、韓国労働研究院の労働レビューに載せられた「韓国の長時間労働の現況と健康」によれば、2022年の自殺衝動比率は5.7%だ。2018年の5.1%、2020年の5.2%と着実に増えている。自殺衝動は、労働時間とも関連がある。経済的困難による長時間労働と過度な労働強度、業務ストレスによって、身体的・精神的な問題が発生するという説明だ。

報告書では、長時間労働者の比重が低い国々と、韓国の脳卒中・心臓疾患・自殺率を比較した。労働時間と該当疾病との因果関係を調べてみた。2022年、韓国で週48時間を超えて働く労働者の比重は17.5%だ。年平均労働時間は1901時間だ。同年、欧州連合(EU)の長時間労働者の割合は7.3%、年平均労働時間は1571時間だ。

世界保健機関(WHO)と国際労働機関(IL0)の2021年の資料で、長時間労働による脳卒中・心臓疾患死亡の人口集団の寄

与危険度は、脳卒中は6.2%、心臓疾患は3.5%となった。長時間労働がなければ、該当比率にまで疾病を予防できたという意味だ。フィンランドの脳卒中と心臓疾患の危険度は、それぞれ1.3%と0.8%だった。韓国と同じく長時間労働国とされる日本(長時間労働者比重15.0%、年平均労働時間1,811時間)は、各々4.4%と2.4%と分析された。

長時間労働者の比重が低い国は自殺率も低かった。人口10万人当たりの自殺率は、フィンランドが12.9%、ドイツが9.7%、日本が15.4%だった。韓国は25.2%だ。

研究陣は、「長時間勤務が少ない国であるほど、脳卒中、心臓疾患の発生による死亡の可能性が低かった」「自殺率も相対的に低い」と分析した。

2014.2.20 毎日労働ニュース

■サムソン半導体の職業病物質「バッテリー・携帯電話事業場にも」

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)と韓国労働安全保健研究所などが作成した「サムソン電子系列会社の労働安全保健実態調査報告書」によると、無線通信、家電、バッテリーなどの生産に使われる有害化学

物質の中の発がん性物質や生殖毒性物質の比重が、半導体の事業場と似ているか、それよりもさらに高かった。

この調査は「化学物質情報総合システム」に公開されたサムソン電子とサムソンSDIが書いた有害化学物質リストの中から、安全保健公団の製品安全データシート(MSDS)情報を使って、その性格を分類した結果だ。この中で、研究陣はとくに発がん性物質、生殖毒性物質などの比重に注目したが、これは、希少がんや胎児(二世)労災など、サムソン半導体の職業病事件で問題とされた物質だ。

調査結果によれば、携帯電話など無線通信部門の場合、生産に使われる計77種の有害化学物質の中で、発がん性物質の比重は16%だった。ここに胎児(二世)労災などに影響を与える「生殖毒性、生殖細胞変異原性誘発物質」を加えた有害化学物質(CMR)物質は21%の水準だ。サムソンSDIバッテリー事業部門の場合、43種の化学物質を使用しているが、このうち発がん性物質が23%、CMR物質の比率は37%だった。これはサムソン半導体の労働者、ファン・ユミさんの死後に問題になり、サムソンが安全設備を拡充してきたサムソン電子半導体部門と似ているか、さらに高い水準だ。サムソン電子の半導体チップ製造に使用する化学物質146種の内、発がん性物質の割合は12%で、CMR物質の割合は17%の水準だった。

サムソン電子とサムソンSDIの

労働者などを対象にしたアンケートと面接調査の結果を見ると、家電やバッテリーなどの生産過程の安全管理は、半導体に比べて不十分な水準であると見られる。面接調査に参加したサムソンSDIの労働者は、有害物質への曝露を遮断できる設備に関して「遮蔽（露出遮断）や排気設備はあるが、中途半端だ。匂いがし、粉じんもある」と答えた。サムソン電子の労働者308人を対象にアンケートをすると、本人または近い同僚の中に、がんや希少疾患の発病事例があると答えた比率は、光州事業場（家電、15%）、亀尾事業場（家電通信、12.2%）が、半導体事業場（器興、華城、平沢、湿陽）よりも2倍ほど、高かった。

2024.3.4 チャン・ヒョンウン記者

■苦情で亡くなった公務員、金浦市が加害者を告発する

金浦市が道路の陥没の補修に関する苦情を受ける業務で、インターネットに身元が公開され、悪質コメントなどに苦しめられて亡くなった公務員の哀悼期間を1日延期して9日まで運営する。金浦市は、哀悼期間が終われば、採集した証拠を基に、該当公務員の身元を公開し、悪質なコメントを書いたネット市民を告発する予定だ。

Aさんは先月29日、金浦の道路で行われた補修工事に関連して車の渋滞が発生すると、抗議の苦情に遭った。当日、SNS上では、工事を承認した主務官がAさんだとし、実名や所属部署、直通電

話番号が公開され、Aさんを非難する書き込みが殺到した。

Aさんは一般企業を退職後、2022年9月に公職として入職し、1年6か月間の公務員として働いた。同僚の公務員たちは「苦情で苦しめられて、最近突然口数が少なくなった」と話した。

金浦市の関係者は、「今後、市レベルで調査し、遺族と協議をした後に法的対応をする」と話した。との事件を捜査中の仁川西部警察署は「遺族が故人の身元を公開し、悪質コメントを書いたネット市民を告訴すれば、捜査する計画」と話した。

2024.3.7 京郷新聞

■事業主の安全管理不備で亡くなった労働者が598人

雇用労働部が7日に発表した「2023年災害調査対象死亡事故発生現況」によれば、昨年に職場で仕事に事故で亡くなった労働者は598人だった。これは2022年の644人より7.1%減った数値だ。災害調査対象の事故死亡者統計は、職場で労働者が死亡した時、労働部が事故を調査した後、事業主の産業安全保健法の安全保健措置義務違反行為などが明確に確認された事故だけを計算した数値だ。

今年1月27日から重大災害法が適用された50人未満の事業場の、昨年の事故死亡者は前年より34人（8.8%）減り、50人以上の事業所では12人（4.7%）減少したことが判った。業種別に見れば、製造業の50人未満の事業場では死亡者が14人増え、50億ウオ

ン以上の事業場では15人が減った。一方、建設業では請負額50億ウォン未満の工事現場での死亡者が45人減り、50億ウォン以上の工事現場では7人増えた。

労働部のチェ・テホ労災予防監督政策官は、死亡労働者数全体が減った背景について「一般的な景気条件、重大災害削減ロードマップの推進効果、労災予防予算の持続的拡大など、多様な要因が影響を与えたと見られる」と説明した。昨年、建設分野で着工件数が24.4%減り、製造業の稼働率が4.5%減るなど、景気低迷が影響を与えたという説明だ。

しかし、民主労総はこの日声明を出し、「建設の着工数が24%減ったのに、建設業での死亡事故の減少は11%に止まり、死亡事故はむしろ増えた」と指摘した。江原大法学専門大学院のチョン・ヒョンベ教授は、「人口規模と産業構造などを詳しく見れば、日本の水準であれば、死亡者は500人まで減るべきだ」とし、「政府の政策が未だ産業現場にまで届いていない結果と見るべきだ」と話した。

2024.3.17 ハンギョレ新聞

■公務員の「悪質苦情マニュアル」は無用の長物

民主労総・公務員労組は18日、大統領室前で記者会見を行い、「政府は悪質苦情の予防と、事後対応機関の責任を強化せよ」と要求した。

5日に金浦市の九級公務員のAさんが死亡し、亡くなる前に、悪

質な苦情に悩まされていた。道路補修工事に伴う苦情が続き、工事責任者として名指されたAさんの個人情報インターネットにさらされたことがわかった。金浦市は、加害したネット市民の捜査を警察に依頼している状況だ。

現在、公務員は悪質苦情が提起された時、行政安全部が発刊した「公職者苦情対応マニュアル」に従っているが、現場は該当マニュアルの実効性が足りないと感じている。マニュアルには、特異な嘆願（悪質嘆願）が生じた場合は、監査部署などで内容を調査し、法廷対応を決めるようになっているが、所属長や組織が「問題が大きくなる」ことを回避する傾向があるということだ。調査や法的対応が義務ではないため、被害者だけが「耐えればいい」雰囲気が出てきたりする。

公務員労働者は政府次元の強い対応と制裁が必要だとし、△重大災害処罰法のように、悪性苦情に対応しない時の所属長の処罰、△常時録画・通話録音の運営、△安全要員の配置、△専門担当の調査チームの運営、などを提案した。

2024.3.18 毎日労働ニュース

■ 睾丸喪失だけに障害等級を

付与、卵巣喪失にも適用せよ

卵巣喪失で早期閉経して生殖機能を失った場合、男性の生殖機能喪失障害の等級（7級）を同じように適用すべきだという裁判所の判決が確定した。性差別的な労災障害等級決定を正すべきだという指摘が出ている。

ソウル高等裁判所が、LG電子半導体の労働者Aさんが勤労福祉公団に対して起こした障害等級決定処分取り消し訴訟で、原審と同じく原告勝訴判決を行った。勤労福祉公団が上告を放棄し、二審の判決が確定した。Aさんが訴訟を提起してから4年目だ。

AさんはLG電子平澤工場で、コンピューターなど電子製品の生産業務に従事していたが、2012年4月に再生不良性貧血と診断された。業務上災害と認められて療養中に、「早期卵巣不全」と「脾臓欠損」の診断が追加された。早期卵巣不全は35歳以前の閉経と同様に、卵巣機能が停止する傷病である。

Aさんは、勤労福祉公団に2つの傷病に対する障害手当を申請したが、脾臓欠損だけを障害と認め、障害等級8級11号（脾臓または片方の腎臓を失った人）を受けると、これを不服として行政訴訟を提起した。

一審の裁判所は、生殖能力喪失の側面から、Aさんの早期卵巣不全は、男性が睾丸を失った場合と同様の障害に当たるとして、障害等級7級を認めた。ソウル高裁も原審判決を認容した。同時に「両側の睾丸を失った人は、両側の睾丸を物理的に失った人だけを意味する」という勤労福祉公団の主張は受け容れられないと、追加して判断した。

オ・ミンエ弁護士は、「今回の事件は、男性、肉体労働者を中心に作られた障害等級基準の限界が具体的に明らかになった事例」と批判した。今回の判決で確認された障害等級制度の限界と、労働者個人が権利救済のために訴訟を行わなければならない現実的な問題を解決するために、制度の整備が必要だと強調した。

労働部の関係者は、「施行令の改正が必要なのかを検討した後、改正が必要ならば改正する計画」と明らかにした。

勤労福祉公団は、「雇用部がこれと関連して施行令や施行規則を改正するのであれば、公団は立法に対する支援、すなわち専門家の意見収斂などを



2024.3.19 毎日労働ニュース

(翻訳：中村猛)

全国安全センター情報公開推進局

<http://joshrc.org/>

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/>

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@joshrc.net
URL: <https://joshrc.net/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろウビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011)272-8855 / FAX (011)272-8880
<http://www.hokkaido-osh.org/>
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766
<http://www.toshc.org/>
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
190-0012 立川市曙町3-19-13 フォーサート立川104号
三多摩合同労組気付
TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948
<https://koshc.org/>
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
370-0846 高崎市下和田町5-4-3 国労高崎地本内
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263)39-0021 / FAX (0263)33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025)265-5446 / FAX (025)230-6680
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420
<https://www.nagoya-rosai.com/>
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059)228-7977 / FAX (059)225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィヤス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階
E-mail info@koshc.jp
TEL (06)6476-8220 / FAX (06)6476-8229
<https://koshc.jp/>
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124
<http://www.hoshc.org/>
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086)232-3741 / FAX (086)232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090
/ FAX (0858)23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897)64-9395
<http://eoshc.g2.xrea.com/>
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)
TEL (097)567-5177 / FAX (097)568-2317

